

## ～ 特 集 ～

### 第7回法整備支援連絡会

国際協力部教官

関 根 澄 子

#### 1 開催状況

- (1) 日 時 平成18年3月17日（金）午後1時30分から午後5時30分
- (2) 場 所 大阪中之島合同庁舎2階国際会議室
- (3) 次 第 後掲資料の「プログラム」参照
- (4) 出席者 後掲資料の「第7回法整備支援連絡会参加者名簿」参照

#### 2 本連絡会の概要

平成18年3月17日、法務総合研究所と独立行政法人国際協力機構との共催により、最高裁判所、日本弁護士連合会、名古屋大学大学院法学研究科、同大学法政国際教育協力研究センター、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所及び財団法人国際民商事法センターの後援を得て、第7回法整備支援連絡会を開催し、多くの方々の御出席を頂きました。

我が国の法整備支援も対象国・活動内容共に拡大・多様化しているところであり、今後ますます、国内外の様々な動きに関する情報を共有し、関係機関の連携・協調を図っていくことが重要となってくるものと思われます。本連絡会は、そのような情報共有の場を提供し、我が国の法整備支援の在り方を考える契機となることを目的として開催したものです。

今回の連絡会では、ベトナム民法の起草支援活動を一つのテーマとして取り上げました。

平成17年6月、ベトナム社会主義共和国において、2005年民法が国会で可決され成立しました。ベトナム民法に対する起草支援は、我が国が最も古くから行ってきた起草支援であり、2005年民法が成立したことは、我が国の法整備支援の大きな節目となるものです。そこで、我が国の提供した知見や意見を、ベトナム司法省がどのようにそしゃくして立法に反映したのかという起草過程の検証と、同省が国会に提出した法案に対し、どのような議論がなされ、どのような修正が加えられたのかという立法プロセスの検証を行い、我が国の起草支援の成果を評価することが有益と考え、テーマといたしました。講演者は、法務総合研究所が招へいたホアン・テェ・リエン司法省次官、日本側から起草支援を実施したベトナム民法共同研究会委員長である森嶋昭夫財団法人地球環境戦略研究機関理事長・名古屋大学名誉教授と、同研究会委員である野村豊弘学習院大学法学部教授にお願いしました。

このほか、我が国における多様な法整備支援活動の実例として、杉浦一孝名古屋大学法政国際教育協力研究センター長から、古くからアジア諸国の法制度研究に取り組むと共に、培われたネットワークを活用して法整備支援事業を実施してきた名古屋大学による多様な活動

の概要を御紹介いただきました。また、松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授からは、民法整備支援という切り口から、法整備支援の意義や直面する課題について発表していただきました。

質疑応答や自由討論においても、活発な議論が繰り広げられ、終了予定時刻を大幅に遅れる盛況でした。

本稿におきましては、以上のような第7回法整備支援連絡会における御講演及び質疑応答や自由討論を御紹介します。皆様の御参考に供していただければ幸いです。

|             |  |                              |    |
|-------------|--|------------------------------|----|
| 13:30～13:45 | 開会あいさつ   |                              |    |
|             | <u>中井 憲治</u>                                     | 法務総合研究所長                     | 6  |
|             | <u>木下 俊夫</u>                                     | 国際協力機構(JICA)<br>社会開発部第一グループ長 | 7  |
| 13:45～14:25 | 基調講演「ベトナム 2005 年民法典制定過程におけるベトナムと日本の協力について」       |                              | 11 |
|             | <b><u>Dr. Hoang The Lien (ホアン・テェ・リエン)</u></b>    |                              |    |
|             | ベトナム司法省次官  |                              |    |
| 14:25～15:05 | 基調講演「ベトナム民法典の改正と日本の法整備支援」                        |                              | 16 |
|             | <u>森 昭夫</u>                                      |                              |    |
|             | 財団法人地球環境戦略研究機関理事長, 名古屋大学名誉教授<br>ベトナム民法改正共同研究会委員長 |                              |    |
| 15:05～15:45 | 講演「ベトナム民法典の主要な改正点」                               |                              | 21 |
|             | <u>野村 豊弘</u>                                     |                              |    |
|             | 学習院大学法学部教授, ベトナム民法改正共同研究会委員                      |                              |    |
| 15:45～16:00 | 質疑応答   |                              | 26 |
| 16:00～16:15 | 休 憩  |                              |    |
| 16:15～16:35 | 報 告「名古屋大学による法整備支援活動の概要」                          |                              | 31 |
|             | <u>杉浦 一孝</u>                                     |                              |    |
|             | 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長                             |                              |    |
| 16:35～16:55 | 報 告「法整備支援における民法整備支援の意義と課題」                       |                              | 36 |
|             | <u>松尾 弘</u>                                      |                              |    |
|             | 慶應義塾大学大学院法務研究科教授                                 |                              |    |
| 16:55～17:25 | 質疑応答及び自由討論                                       |                              | 44 |
| 17:25～17:30 | 閉会あいさつ   |                              | 49 |
|             | <u>相澤 恵一</u>                                     | 法務総合研究所国際協力部長                |    |
| 17:30       | 閉 会  |                              |    |

※本特集中, 所属・役職名は, いずれも連絡会開催日現在のものです。

## 第7回法整備支援連絡会議事録

平成18年3月17日（金）

13時30分～17時30分

### 開 会

【司会（三澤）】 大変お待たせいたしました。ただいまから第7回法整備支援連絡会を開会いたします。

本日の司会進行は、私、法務省法務総合研究所国際協力部教官の三澤が務めます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、開会に当たり、法務総合研究所長、中井憲治より御出席いただいた皆様方にごあいさつ申し上げます。中井所長、どうぞお願いいたします。

### 法務総合研究所長あいさつ

#### 中井憲治

【中井】 皆さん、こんにちは。法務省の中井でございます。

本日はお忙しい中、皆々様に御参集いただき、本当にありがとうございます。本日、遠くベトナムからリエン司法省次官に御出席いただいております。深く感謝いたしますとともに、法務省を代表いたしまして心から歓迎する次第であります。



法務省では、平成11年度から JICA（国際協力機構）との共催により、国際民商事法センター等の御支援も得まして、法整備支援活動に関係する方々に広くお集まりいただき本連絡会を開催してまいりました。この連絡会の目的は、法整備支援に関する情報や意見を交換し、それにより関係機関や関係者の方々の連携を促進していくものでございまして、これまでの皆様方の御協力に感謝

する次第であります。

法務省の民商事法分野における国際協力は、平成6年（1994年）JICAによる技術協力の枠組みの下、ベトナムの法律専門家を日本に御招待し、研修を実施したことに始まります。以来、今日に至るまでの間、法務総合研究所では JICA、国際民商事法センター、学会、財界、そして実務法曹の御協力を得、ベトナム、カンボジア、ラオスといった東南アジアの国々、さらには、ベトナムと同じく市場経済への移行という課題に直面しているウズベキスタン、アジア通貨危機を経てグローバリゼーションの波に洗われているインドネシアといった国々に広げております。ベトナム、カンボジアにおける民法、民事訴訟法等の法案起草作業のほか、法運用にかかわる人材の育成ということに対する支援も含め、技術協力の領域を拡大し

ているところでございます。

我が国の法整備支援活動は、法務総合研究所の関与するものに限らず、全体としてその規模が拡大しておりますし、その内容もますます充実していると受け止めております。

その内容につきましては、本日、リエン司法省次官、また、ベトナム民法改正共同研究会委員長であります森嶋先生、同研究会の委員である野村先生からそれぞれ御紹介いただきますが、ベトナムにおきましては、我が国初めての法案起草作業が結実いたしまして、昨年、改正民法が国会において可決成立いたしました。誠に慶賀に堪えません。

この法整備支援活動、なかなか目に見えにくい面もございまして、その評価も短期的にはなかなか難しい面もあるかと思えます。近時、御案内のとおり、ODAの見直しに伴いまして、法整備支援を含む ODA 全体が厳しい評価の対象となっており、これまでも増して効果的、効率的な支援が強く求められております。

また、法整備支援活動それ自体も、それが発展拡大するに伴いまして、いろいろな課題に直面するようになっております。これらの課題を克服いたしまして、相手国の期待にこたえられる、更に充実した支援内容や手法を考え、それを実施するためには、これまでの支援活動の成果を振り返りまして、今後の取組の理念、あるいは方針を検討することが必要でございます。本連絡会は、こういった意味での情報や意見交換を行うことをも目的として、開催させていただいております。

今、申し上げたような観点から、本日の連絡会の後半におきましては、杉浦先生に名古屋大学における法整備支援活動を御紹介いただきますし、松尾先生には、民法整備支援の意義と課題について御紹介いただく予定となっております。本席に御出席されました会場の皆様方にも、これら一連の議論に積極的に御参加いただき、本日の協議が活発で実り多いものになることを心から期待している次第でございます。

終わりに、今回の連絡会を御支援いただいております最高裁、日弁連、名古屋大学、日本貿易振興機構アジア経済研究所、国際民商事法センターをはじめ、関係の方々に対し、改めて深く感謝申し上げますとともに、本日の連絡会が我が国の関係者による法整備支援活動の更なる発展に資するものとなることを心からお祈りし、私のあいさつといたします。

ありがとうございました。(拍手)

【司会（三澤）】　　続きまして、JICA 国際協力機構社会開発部第一グループ長木下俊夫様からごあいさつを頂きます。よろしく願いいたします。

### 国際協力機構社会開発部第一グループ長あいさつ

#### 木下俊夫

【木下】　　こんにちは、ただいま御紹介いただきました JICA 独立行政法人国際協力機構の社会開発部から来ました木下でございます。

この度は、最高裁判所、日本弁護士会、名古屋大学、ジェトロアジア経済研究所、国際民商事法センターの御後援により、本日ベトナムよりリエン次官、更に多数の諸先生方の参加

を得た上で、法務省法務総合研究所及び JICA の共催にて、第 7 回法整備支援連絡会の開催が実現できましたことを大変喜ばしく思います。この場をお借りしまして、現在の JICA が置かれている状況を簡単に紹介するとともに、JICA の法整備支援の現状と課題、及び今後の方向性、これについて若干時間を頂いて、述べさせていただきたいと思えます。



まず最初に、ODA 全体の動向について振り返ることから始めたいと思えます。

先ほど中井所長の方からありましたように、皆さん御存じのとおり ODA 予算は 1997 年にピークを迎えて、それから昨年度まで実に約 30% も削減されているのが現実であります。技術協力も例外ではなく、全体では 14% ほど削減されてきています。こうした極めて厳しい状況の中で、JICA の予算はここ 7 年間で 11% 強となっていて、比較的小さな減少に止まっています。しかしながら、来年度こそはプラスに転じるのではないかと我々、期待していたわけですが、それにもかかわらず、JICA の来年度予算も残念ながら、非常に微減であります、1.6% 減となっております。ODA 予算の厳しい現状は、日本政府の過去 10 年にわたる厳しい財政事情及び国民の ODA の効果的な使われ方に対する厳しい見方が背景にあります。

昨年実施された外交に関する世論調査では、ODA に関し、途上国の貧困削減など真のニーズに適合した支援を行うことを条件に、約 6 割の人々が ODA 予算の現状維持や増額を求めている一方で、3 割強の人々は、ODA の減額や廃止を求めていることも明らかになってきています。こういった厳しい ODA 全体の予算動向の中で、2003 年 10 月、JICA は新たに独立行政法人に衣替えいたしまして、緒方新理事長の下、次の三つの重点政策を採用して、組織・人事改革や業務運営の合理化に取り組んできています。

まず 1 点目は、現場主義です。つまり、在外強化を行うことが挙げられています。2 点目は、人間の安全保障の視点を入れること。3 点目は、効果・効率性と迅速性の追求を行うこと。以上の 3 点です。

第 1 番目の現場主義とは一体どういうことかと言いますと、歴史、社会、文化などの異なる相手側の真のニーズを把握して協力すること、現地の諸条件や組織・制度を十分に把握して協力に取り組む必要があることなど、援助の原点である現場を重視する姿勢のことです。この視点を推進するために、在外事務所に権限を委譲して、プロジェクトを運営する在外事務所の強化を推進していくことです。

第 2 番目の人間の安全保障の視点とは、紛争、テロ、難民の発生、感染症の蔓延、今、鳥インフルエンザが起こっていますけども、更には環境破壊、経済危機、災害などの恐怖や貧困、飢餓、教育保健サービスの欠乏といった脅威にさらされている人々に対し、支援の方法として、個人を保護するといった上からのアプローチに加えて、脅威に対処するために人々が自ら選択行動する能力を強化するという下からのアプローチも併せて対応する必要があるという点です。この視点を具現化するために、JICA ではすべての案件に、人間の安全保障の視点を盛り込むこととしております。また、平和構築や復興支援も新たな協力分野に挙げて

います。

第3番目の効果・効率・迅速性の追求とは、事業の一層の効果と効率性を追求し、手続の簡素化による意思決定の迅速化を促進し、簡単に言えばコストパフォーマンスをいかに上げられるかという観点でございます。この観点からキーワードとして出てきますのが、成果主義や戦略的なアプローチの強化などであります。

次に、JICAにおける法整備支援の現状について概略を述べたいと思います。

JICAにおける法整備支援の礎は、本日これから基調講演を頂きますが、10年ほど前に開始したベトナム法整備支援に係る重要政策支援だと、私は考えております。現在まで、JICAは法から始まる国づくりとして、法整備支援の3本柱、すなわち立法・司法制度の確立、法の施行・運用のための諸制度の整備、法曹人材の育成という三つの観点から技術協力を実施しています。

途上国における法整備支援の要望の背景には、市場経済化、経済統合、WTOやAFTA（アфта）などが考えられます。法の支配、司法改革など多数の政策的なニーズが挙げられていますけれども、その要請の背景も時代とともに変遷してきています。JICAの法整備支援案件の具体的な取組を整理しますと、今までのところ約6項目にまとめることが可能かと考えておまして、近年、より一層の広域化、多様化が読み取れる状況になってきています。

最初が、本日のメインテーマである、民法や民事訴訟法を中心としたベトナム及びカンボジアの二大法整備支援と人材育成。2点目が法律の基礎インフラである教科書やマニュアルなどの作成を通じて行政組織の能力強化を目的としたラオスの法整備支援。3点目が民事法令及び行政法令の改善並びに倒産法の注釈作成を目的としたウズベキスタン法整備支援。4点目が経済法や企業法整備を目的とした中国法整備支援。五つ目が刑事司法分野における支援。これは主にUNAFEI（ユナフェイ）と連携して実施しているものです。六つ目が復興支援における法整備。これは、我々が南南協力による復興活動と位置付けたものですけれども、例えばアフガニスタン、パレスチナ、インドネシアのアチェなどへの第三国研修事業であります。

以上の6項目に加えて、近年要望のある国として、インドネシア、東チモール、モンゴル、ミャンマーなど、続々と法整備支援をしていただきたいという要望があります。なお、法整備プロジェクトの特徴をひとつ付け加えますと、幅広い課題への中長期的なアプローチが必要であるということで、昨今議論が高まっている戦略的なプログラム援助の典型的な類型の一つではないかと我々は位置付けています。更に法整備支援の特徴としては、国の根幹に関わる政策・制度づくり支援ですから、長期的取組の必要性もあると認識しております。

以上のとおり、広域化、多様化する法整備支援事業の実施に対して、JICAが今直面している課題について、若干触れさせていただきたいと思います。

まず1点目として、ちょっと正直なところを述べます。相手国のキャパシティーの不足です。相手国の人材不足、組織が脆弱である、歴史的経緯により中堅層が薄い。例えばカンボジア、ラオスなどでは、法学教育や法曹教育がもともと乏しい状態なのではないでしょうか。

2点目が法体系・言語・概念の違いによる技術移転の難しさ。これは、学会でもよく出て

きますけれども言葉の問題です。

3番目、ドナー協調に関する調整の難しさ。法律間の調整コストが高いこと。私も昨年度カンボジアの民法と土地法の調整等では本当に投げ出したくなるような思いを経験しましたけれども、ドナー間調整は非常に難しいと思います。

4点目、カウンターパート機関が複数のため調整が大変であること。司法省、最高裁、検察、大学、法曹養成機関等々、関係者、ステークホルダーが非常に多くございます。

5点目、本邦における実施支援体制、特に長期に専門家を出していくことはなかなか難しい。いかに日本から人を出せるか。

以上、5点の課題を述べました。これらは簡単に解消されるものではありませんが、創意工夫、知恵を使えば解決できない課題ではないと思います。今回のこの会合なども、その一環として、何らかの形でこの課題解消へのヒントがあれば、非常に幸いであると思います。

もう1点、付け加えますと、今後 JICA が取り組まなければならない喫緊の課題として、ここに参加しておられる関係機関、団体の諸先生方の指導・助言を受けながら、他のドナーと比較して優位性のある協力内容、我々援助業界ではこれを国際競争力と言っていますが、それを踏まえた JICA 法整備支援の戦略的取組に係る基本方針を策定することが今、求められています。この基本方針には、第一に優先対象地域、国をどうするか。第二に法整備支援分野での優先対象事項は何なのか。第三に支援方法と実施体制をどうするかなどを盛り込む必要があります。

最後に、昨年度末より協議されている ODA 再編の JICA への影響はまだ分からないというのが正直なところですが、日本の経験を生かすことの重要性、特に日本の知的分野支援の重要性、効果的で効率的な援助の観点、コストパフォーマンスがいいこと、こういった観点からすると法整備支援はますます重要視される有望な協力分野であり続けるのは間違いないと私は思っております。

今後とも、皆様の一層の御理解と御協力を心よりお願いしまして、ごあいさつと代えさせていただきます。御静聴ありがとうございました。(拍手)

【司会（三澤）】 どうもありがとうございました。

御講演の前にお手元の資料を確認いたします。お手元には5種類の資料が配布されていると存じます。プログラム、御参加の皆様の名簿、講演者の先生方のレジюме、ベトナム民法の仮訳、法整備支援活動年表でございます。落丁等がおありでしたら、どうぞ国際協力部職員までお申し付けください。



## 基調講演

「ベトナム2005年民法典制定過程におけるベトナムと日本の協力について」

ホアン・テェ・リエン ベトナム司法省次官

【司会（三澤）】 それでは、御講演を頂きたいと思います。初めにベトナム司法省次官のホアン・テェ・リエン氏に基調講演を頂きます。リエン次官、どうぞ前方にお越しください。

リエン次官は司法省法律研究所長などの要職を歴任された後、司法省次官に就任され、この2005年民法典制定事業にも深く関与されておられます。

本日は、「ベトナム2005年民法典制定過程におけるベトナムと日本における協力について」という演題で御講演を頂きます。通訳は大貫錦さんをお願いしてございます。なお、大貫さんには、リエン次官のレジユメの仮訳にも御協力いただいております。併せて御紹介申し上げます。

なお、リエン次官の御講演に関する御質問につきましては、15時45分より予定しております質疑応答の際にお受けいたしたいと存じます。

それでは、リエン次官、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【リエン】 御列席の皆様、こんにちは。

今回、ベトナム司法省の職員として来日しましたが、まず昨今の日本政府によるベトナム政府、ベトナム司法省に対する御尽力と御支援に対して、感謝の意を申し上げたいと思います。



日本政府のベトナム政府に対する御支援は、非常に効果的でありました。ベトナムの経済発展のための法律の基盤整備だけでなく、今後の日本とベトナムの協力関係にも大きな土台をつくっています。この協力はこれで10年になりますが、これまで三つの段階を経てきました。フェーズ1が1996年から1999年まで、フェーズ2が1999年から2002年まで、そして、フェーズ

3、第3の段階が2002年から今日まで至っています。この10年間を総括し、私としては次のような評価ができるかと思えます。

まず、日本政府のベトナム政府に対する協力の対象が拡大されつつあります。最初は、ベトナム側のカウンターパートとしてはベトナム司法省に限られていましたが、その後、ベトナム最高人民裁判所、ベトナム最高人民検察院、そのほか幾つかのベトナムの大学も入るようになりました。協力の態様が豊富になり、また効果も上がってきています。

日本政府からは、ベトナム政府に対して司法職員研修の協力をさせていただきました。今日までに、ベトナムの法律家育成のために20回もの研修が行われました。短期間での研修に多くのベトナム職員が来日しました。また、同時に長期の奨学金も頂き、長期の育成なども職員が受けられるようになっていきます。我々の司法省だけで、名古屋大学で5人がいわゆる修士課程、一人が博士過程を卒業して帰国しました。

JICAの主催によるベトナムにおける日本法のコースも成功しています。このコースの第1期生として、今年10名が卒業することになります。この大学生は日本語を勉強してきた者ですが、このコースに入り、日本の先生の指導の下で、日本語により日本法を勉強しました。そして、今度新しく15名を受け入れて、ハノイにて同じく日本法のコースが開催されます。近いうちに多くの日本法に精通する人材が育成され、日本とベトナムの協力関係に寄与するチームができるようになるものと思います。

法曹を育成する国家司法学院についても日本からの支援を頂いております。今のところ、カリキュラムの枠組みがJICAの支援の下で成立されました。日本の法曹育成の経験がベトナムで活用されております。

立法分野の中でも、日本政府からベトナム政府に対して大きな支援をしてきました。正式の集計ではないですが、この10年間でいろいろな法律に関するワークショップが60回ほど主催され、重要な10の法令の制定のために寄与しました。例えば、民事訴訟法、破産法、仲裁国会令、弁護士に関する国会令、不動産登記法、判決執行法などが挙げられます。

一連の法令の中で、民法は協力の最大の象徴的存在といえます。日越両国の専門家が密接に連絡を取り合い、そして非常に効率の良い法案起草作業が行われた結果、民法が2005年6月に国会で成立し、今年の1月1日から施行されるようになりました。この新しい改正民法典は、1995年の民法典に代わるものとなります。

そもそも、この1995年の民法典の制定も、当時の森寫先生の非常な貢献があったからこそなし得たものです。1993年ころから、森寫先生がベトナムにいらして、貴重な御経験を教えて下さり、我々の民法制定に貢献していただきました。ただ、この民法典はその当時の社会背景に合わせて制定されたものですので、次第に新しい民法典の必要性が出てきました。当時のベトナムの社会は、今と比べると市場経済に対する認識がまだ不十分で、いわゆる計画経済の考え方もかなり残っていました。そのため、当時は新しい考え方は一定の部分でしか認められませんでした。ただし、そこに現れた新しい考え方は、2005年の民法典につながる基本的な前提となりました。

続きましては、改正民法典制定のため、日本の専門家からいただいた協力について、お話ししたいと思います。

改正民法典制定のためには、日本とベトナムとの間で共同研究会が設立されました。討論や意見交換を行い、お互いに説得し合って、共同研究会の統一の見解としてのコメントを民法典に反映させてきました。

共同研究会で検討した問題としては、まず、2005年民法典に取り入れるべき三つの大きな基本的な概念があります。

基本的概念のその1は、この民法典は、私法体系の基本法として、各主体の平等、自主、自己合意、自己責任負担の原則に基づく関係を規律しなければならないというものです。

これまでベトナムの法律では、いろいろな形態の取引を分けていました。例えば民法の隣に商法がありまして、商法の中に経済契約の規定も入っておりました。我々の意図は、今回

の改正により、そのようなすべての形態の取引を一つの基本的な法律の中に取り込むことにあります。この考え方はそんなに新しいものではなく、1995年民法の中でも言及されていたことですが、今回その考え方を民法典に入れられるように説得したのは、共同研究会の功勞として挙げられると思います。この考えが受け入れられることにより、2005年の商法の中の契約という章がなくなりました。また、2005年の民法の制定によって、いわゆる商業仲裁に関する国会令は効力がなくなりました。

二つ目の基本的概念というのは、各当事者の権利を尊重しなければならないということです。民事関係への国家の関与は最大限に制限しなければなりません。そこで、1995年民法にあった、行政及びその手続に関する規定の多くを削除しました。これにより民事取引がより開放的になり、市場経済のメカニズムにマッチするようになります。

3番目の基本的概念としては、長期的な安定を確保しつつ、国際化にもマッチするような民法典を制定することを目指しました。

以上が日越両方の統一的な見解としての三つの基本的概念であり、2005年民法を貫徹する考え方とされました。

次に、2番目の問題は、各当事者の民事取引の確立に対しては、その自由かつ自主的な約束が優先的に反映されなければならないということです。要するに当事者間の約束が法律の禁じているところに特に違反しなければ、つまり国民としては法律が禁じていないことであれば、民事取引においては何をしても大丈夫ということです。95年の民法典にも類似の規定はあったのですが、その規定は、法律が許しているのであればできるとなっていましたので、2005年民法典では原則が変更されました。

3番目の問題としては、民事関係の主体に関するところです。

95年民法では四つの主体があります。伝統的な主体と残りの二つは特別な主体です。伝統的な主体としては個人と法人です。特別主体としては世帯と組合です。今回日本の専門家は、特別主体を削除し、個人と法人しか残すべきじゃないということを強く提案されたのですが、残念ながらベトナムは農業社会で、世帯というのは非常に伝統的な経済単位となっているので、2005年民法でも1995年の民法と同じように引き続きそのまま四つの主体を残しました。世帯と組合というのは非常に特殊性のある主体なので、世帯や組合の権利と義務、またはその財産の処分に関する詳しい規定が必要です。そこで、今回はそれらの点について詳しく規定しました。

4番目の問題としては、財産と所有権に関するところです。

この点は、共同研究会の間でも、かなり激しい議論がされたところです。日本の専門家としては、所有形態はいわゆる私人所有と共同所有の二つにするべきとの御意見のようでした。95年の民法の中には、七つの所有形態の規定が入っていましたが、この点もベトナムの所有に対する考え方を反映するものでした。確かに近代的な考え方を取り入れたいところですが、ベトナムの社会の実態を否定することもできないのです。そこで、七つの中の一つの所有形態だけですが、混合所有を撤廃し、混合所有を共有と合併することにしました。以前、全民所有というのがありましたが、その形態を国家所有の形態に変更し、よりこの所有の形

態の主体を明確化することになります。

この所有形態に関しては、新しい民法では2点が新しくなっています。まず、全民所有形態が国家所有形態に変更されたことです。私人所有、共有、政治組織、政治職業組織の所有形態などはそのまま維持されています。もう1点は、所有権の内容に関する規定により、すべての所有形態が同等に処遇されるようになったことです。

そして、所有権を公開するために登記制度を開始しなければなりません。今後、ベトナムは、不動産に関する登記の法律を制定、施行することになります。

5番目の問題として、契約の義務と民事債務履行の担保措置がありますが、これらに関しては、日本の専門家からいろいろなコメントがありました。

95年の民法では、いわゆる質権というのは、動産しか対象として扱っていませんでした。これに対し、抵当の場合の対象は、不動産という取り扱いになっていました。2005年民法では、この点を改め、抵当も質もいかなる財産に対してもできるようになります。基本的な違いというのは、対象財産の占有を移転するのか否かという点です。

保証は、いわゆる人的担保として位置づけられることとされました。第三者が個々の財産をもって担保するのではなくて、その人物自身が保証しなければなりません。従前の財産による保証行為というのは、第三者の財産による質又は抵当に変更されます。

違約罰というのは、以前のように担保措置ではなくなり、両方の合意に過ぎません。また2005年民法典では、財産の留置も担保措置としては規定せず、民事契約の履行編のところで規定するようになりました。

次に、民事契約に関するところですが、ここが最も2005年民法の思想が反映されているところです。日本の専門家の皆さんは、民事契約だけではなくて、契約全般として、いかなる場合でも使えるようにしたいというコメントだったのですが、やはり民法典ですので、契約はそのまま民事契約とされました。ただ、ベトナムでも民事という概念はかなり拡大されるようになり、今のベトナムにおける民事には商取引も入っています。この部分でも、各当事者の自由や、自主性を保障するために、政府の介入を定めた規定が撤廃されることになりました。

このような規定の仕方によって、民事取引はより開放的になります。民事取引の本質である自由、自主性などの原則が正しく反映されるようになります。

相続の部分に関しても、日本の専門家の皆さんのコメントに沿って、幾つか修正がありました。特に同時死亡の問題ですが、その中で、どちらが先に死んだのか特定できない場合には同時点に死亡したとみなされることになります。これによって相続による多くの問題を処理することができるようになります。遺産の価値を計算する際には、遺産の分割の時点における価値に基づいて遺産の価値を計算する方法を取り入れました。

そのほかにも両国の共同研究で統一的理解に至ったものもありましたが、国会の場で説得できなかったものもあります。例えば夫婦間の共同遺言の問題です。日本の専門家いわく、それぞれの財産はそれぞれの人の処分に任せるべきとのことでしたが、国会を説得できませんでした。もう一つの問題として、相続の熟慮期間が相続開始日から6か月という規定に関

しても、改めることができませんでした。

7番目の問題としては、土地使用権の移転に関するところ です。

先ほども申しましたように、民法典は民事関係の基本法ですので土地に関しても民事取引の部分のみ調整するべきであり、行政についてのすべての規定は土地法に移行しました。2005年民法典では土地使用権に関しては開放的であるべきとされ、例えば、土地使用権譲渡に関する土地の集中の統制の規定を撤廃しました。保証というのは人的担保ですので、土地使用権による保証というのを撤廃しました。また、土地使用者の権利行使条件に関しては規定せず、土地法に任せることになりました。以前の土地法では土地使用権の権利者は五つの権利しかなく、そのため、以前の民法では、それに沿って五つの権利についての契約しか規定していませんでしたが、2003年の土地法では、その権利が七つと拡大されたので、2005年民法典にも同じように七つの形態の契約を規定するようになりました。

知的所有権と技術移転に関するところですが、日本の専門家の皆さんは、この部分のすべての規定を全部民法典から分離し、別の法律、つまり知的所有権の法律や、技術移転の法律に規定するべきという意見でありました。ただ、我々としては、この知的所有権と技術移転にも民事取引としての性格があると認識しておりますので、この分野についても一般的な民事関係についてはそのまま民法典に維持します。現在、ベトナム国会では知的所有権に関する法律と技術移転に関する法律を制定している最中です。

外国的要素のある民事関係、涉外関係については、763条に、例えば民事上の無能力や、責任能力が制限されたものに関して規定されており、764条で、死亡した人や失踪した人の特定の規定があります。そのほか、767条、768条、777条で、相続開始、相続遺産の分割、相続遺産がない場合の国家の相続権に適用する法律、外国的要素を持つ民事関係に対する提訴とその時効が規定されております。

また、この第7編のいわゆる民事関係に適用する各規定は、狭義の民事関係に対して適用されるだけでなく、外国的要素を持つ経済、商業、労働、婚姻及び家族関係のすべてに適用されることになります。

2005年の民法制定について基本的なことをお話しましたが、実際はまだいろいろな問題があります。私は森嶋先生、野村先生とのお話の中で、民法典というのは、社会の発展の一段階を反映するものであると同時に、一つの国の国民の文化をも反映しているものだと感じております。ベトナムはまだ高い発展段階にはなく、また、これまでのベトナムなりの文化の蓄積もあるので、現時点では今のような形にしかできないのです。また、新しいことを浸透させるには、長い時間をかけて説得することが必要です。共同研究において統一的な見解に至ったことでも、国会の場で説得できない場合には、採用できないのはやむを得ません。

ベトナムにおいては、法律ができては足りず、いわゆる指導のための下級文書を制定しなければなりません。日本でいうと、内閣レベル、政府レベル、または各関係省庁並びに地方政府のレベルまでありますが、下級文書は、法律の意味をより明確にするためのもので、法律を解釈することと同等の役割があるわけです。法律の規定を実施するための指導文書とな

っているわけです。この法律以下の文書の制定の際に、日本の多くの専門家のコメントも活用できるようになると思います。

お手元には既に資料などがございますので、御覧になっていただければと思います。簡単ですけれども、報告を終わりたいと思います。

この場をお借りしまして、改めて本当に友好的に御協力いただきました日本の専門家の皆さんに対して感謝の意を述べるとともに、今後とも引き続き御支援、御協力のほどをお願い致しまして、私の発表を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。(拍手)

【司会(三澤)】 リエン次官、大変内容のあるお話を取りまとめて御講演いただき、本当にありがとうございました。

### 基調講演

#### 「ベトナム民法典の改正と日本の法整備支援」

森嶋昭夫 財団法人地球環境戦略研究機関理事長・名古屋大学名誉教授

【司会(三澤)】 それでは、次に名古屋大学名誉教授、財団法人地球環境戦略研究機関理事長でいらっしゃる森嶋昭夫先生から「ベトナム民法典の改正と日本の法整備支援」という演題で基調講演を行います。

ここに御参集の方は皆さん御存じかと思いますが、森嶋先生は日本の法整備支援の第一人者でおられ、ベトナム法整備支援の扉を開いた後、以後、ベトナム民法改正共同研究会の委員長として、正しくベトナムの民法改正支援を牽引してこられた方でいらっしゃいます。

では、森嶋先生、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【森嶋】 御紹介いただきました森嶋でございます。

今日はベトナム民法典の改正と日本のベトナムに対する法整備支援についてお話をさせていただきます。

先ほどリエン次官からお話ございましたように、本日、議題となっておりますのは、2005年民法典ですが、その前史といえるものとして1995年民法典がございますので、そこからお話をさせていただきたいと思います。

日本の法整備支援は96年から始まっておりますので、95年民法典が制定された後に法整備支援が始まっているのですが、先ほどリエン次官のお話にもありましたように、実は、



私自身はその前から、名古屋大学の関係で95年民法典の起草段階に関わらせていただいたわけです。私のレジюмеに2005年の民法典の改正と書きましたが、法形式的には、2005年民法典は改正ではなく新民法の制定であります。しかし、全体の構成も内容的も基本的には大きな変更はございません。ですから、95年民法と比較することによって初めて2005年民法典を理解す

ることができるという意味において、私はどこがどのように改正されたのかを明らかにするとの観点から、「改正」という言葉を使わせていただきました。

まず、95年民法典がどのように制定されたかということですが、80年からベトナムはいろいろな点で近代化といえますか、法整備をしようということで、最高裁判所や検察庁や司法省の最高幹部が集まったのですが、当時は全く世情が定まらずに、実際には何の作業もやっておりませんでした。そこで、86年のドイモイ政策から、社会的にも市場経済向けの法整備を始めなければならないことになったわけです。しかし、実際には、特に「法」という面で市場経済化が始まるのは90年代に入ってからであります。

民法の場合、92年になって初めて起草が始まるわけですが、当時はソ連が崩壊してロシア共和国ができ、そこで民法典づくりが始まって、それをベトナムやその他の旧社会主義国がまねるという形で法典づくりが始まったわけでありまして、ロシア共和国の民法典自身が色濃く社会主義を残しておりまして、完全な意味での市場経済的な民法典ではないという意味で、ベトナムの95年民法典もいろいろな点で計画経済的なものを残しております。

それよりもっと以前から、中国でも法整備の問題がありまして、日本の法律家は物好きですから、中国にも出掛けて行って議論をしています。そのころ、中国では民法と経済法とはどう違うのかという議論がありまして、我々は、経済法というのは金沢良雄先生がおやりになっていた独禁法などだとばかり思っていたのです。ところが、中国でいう経済法は全然違って、契約等のいわゆる取引に関する法なのだけれども、純然たる私法関係ではなく、行政の関わる計画経済の中に組み込まれた取引関係という意味であるらしいということが、お互いの食い違いの中で段々と分かってきました。ベトナムにおいても、そもそも我々が考えるような意味での平等な当事者間における自由な取引、自由な合意、そして私的で自由な所有権という概念を前提とした民法という概念が社会に根付いていない。そういうところで、95年民法典の起草が始まったのです。

リエン次官は当時、司法省法学研究所の所長でした。リエン次官を初めとする皆さんが集まって議論するのですが、そもそもそういう概念のないところで、しかも計画経済を色濃く残したロシア共和国の民法典を下敷きにして議論されるのです。しかも、中国でも同じでしたが、私たちがベトナム側の情報を十分に得ていない状態で、ベトナム側の皆さんがいろいろな疑問を、何の脈絡もなく「これをどう思うか」と言ってくるのです。私には全然バックグラウンドの知識がないのに、ポンと聞かれますから、先ほどの中国の経済法の話ではありませんが、お互いの前提が全く違って、ベトナム側から出てくる質問の意味がしっかり分からないまま答えるという状況でした。

実は、それはベトナム側も事情は同じで、何を聞いているのか自分たちでもよく分からないまま質問しているという状態でした。しかし、繰り返しやっているうちに、ベトナム側が私を信用するようになると、膝詰め談判になり、大臣が、ベトナムの内幕、例えば、「こういうことを共産党の幹部と議論すると、実は私は党の幹部から怒られるのだ。」というようなことも含めて、いろいろと話を下さし、実情が分かってきました。そうすると、単に法的概念を議論するだけではなく、その中で社会主義的発想と市場経済的発想とをどのようにし

て融合させていくかという問題が浮かび上がってきたのです。しかも、法的概念そのものがまだベトナムの法律家の中にはっきりと根付いていない状況で95年民法典を起草しなければならないという問題点が分かってきたのです。

しかも民法典の構成を見ると、普通、民法典には含まれない知的財産権や国際私法、運送契約、保険契約などがロシア共和国民法典には入っており、ベトナム民法典にも採り入れられており、通常の民法理論では整理できないわけです。また、ベトナムでは、土地所有権は基本的に国家の所有権です。先ほどのリエン次官のお話にもありましたが、国家の所有権のほか党の所有権、軍隊の所有権、在郷軍人の所有権などもあり、これらの所有権が法的にどのような意味を持つかではなく、そういう所有権を存在させないと、軍人の団体などが収まらないのです。ですから、これらの所有権が法的にどのような内容なのかではなく、そういう所有形態を認めなければならないという事情があって、七つも八つも所有権が並ぶわけです。

それから、先ほど御説明がありました世帯についても、世帯や組合が法的に主体となることは構わないのですが、それではその主体がどうやって意思決定をするのか、どのようにして世帯の構成員となり、どのようにして脱退するのかについての法的構成が全然なされない中で、皆そうだからそうなるのだという形で、要するに社会主義的なものとベトナム古来の存在とが、近代的概念の名を借りて並んでいるわけで、しかも、それを説明している御本人たちもよく分からない。聞かれる方も、どういうコンテキストでその質問が出てくるのかがよく分からないのです。しかも、最終的に示されたベトナム語版の民法案第14稿について、当時はJICAによる支援がなかったものですから、翻訳費が工面できず、私の方で名古屋大学の鮎京教授を通じて翻訳者を探してもらい、自分の金でなるべく安く、間違っていないからと言って翻訳を依頼しました。ですから、どこにどういう間違いがあるのか、向こうが理解できないでいるのか、翻訳が間違えているのか、私が間違えているのかが分からない状態でアドバイスをしていくという手探りの状態でやっていました。

そこで大体見当がついたのは、社会主義体制から市場経済に転換するときに、そのための法律をつくるには、基本的に所有、特に土地所有をどのように位置付けるのか、特に外資を導入するときに土地所有権をどのように位置付けるかが問題だということです。そこで、95年民法典では、すべての土地所有権は、人民委員会によって裁量的に認められること、いかなれば人民委員会という党の機関が土地所有権を認可するにあたって自分たちの収入源とすることが定められたわけです。しかも、その権利の内容を公開しないのです。使用権の有無や内容を聞きに行こうものなら、幾らか持ってきた者だけに教えるやら、人によって判断が違ふやら、場合によって二重に使用権を認めるやら、正に行政のうまみ、別の言葉で言えばわいろの源泉ともなりかねない状況でした。そういう状態の中で、権利の体系としての民法典を定めようということでもあります。

それから、計画経済の中では、契約は計画に従って実行されなければいけませんから、契約を締結し執行しようとする者、すなわち代理人が、授与された代理権（権限）の範囲とは異なる行為をする、つまり表見代理行為をしたときに、善意の第三者が存在して表見代理の



効果が生じるとしたら、計画経済が計画どおりにいなくなるわけですね。そうすると、国と申しますか、党としては、相手方がどれほど善意であろうと、元々してはいけないことをするような者と取引したこと自体がよくないのであり、そのような第三者は保護に値しない、いわゆる市場経済での取引の動的安全性などは保護するに値しないと考えることになります。ですから、私が司法大臣と議論し、司法大臣にある程度理解していただいても、大臣が党に説明しますと、「お前はだれに向かって話をしているのか」と大臣が怒られて、「やっぱりだめだった」と言いながら戻ってこられるのです。そうすると、結局、表見代理の規定は採用されず、動的安全保護や善意者保護の規定は置かれなくなってしまうのです。

しかし、私は、ベトナム社会に自由な「取引」が存在せず、その一方で計画経済や「党」というものが存在することを考慮しても、外資を導入し、ベトナムが対外的にグローバリゼーションの荒波に洗われようとするときに、民法典や知的財産権などが整備されていないことによって生ずる不利益を考えれば、いろいろと問題が残っているにしても、やはり民法があった方がよいと考えました。そこで、リエン次官なども交えてお話をしながら、「ないよりあった方がいいじゃないか」、「はっきり定まっている方がいいじゃないか」と説明してきました。

それでも、私は、それほど早く国会が1995年民法の改正を決定すると思わなかったのですが、とにかく95年民法典ができました。しかし、2000年、国会は民法を改正することを決定したのです。そのとき、私は、実際にどのくらい改正するのかと伺ったのですが、司法省としては、95年民法典を制定したときの経験をお持ちですから、とてもとてもそれほどの大改正はできないが、やりながらいろいろと規定を動かしてみることでした。ちょうどそのころ、ベトナムがアメリカとの間でパテント等に関するいろいろな交渉をする中で、ちょうど日本がやられたように、アメリカからどんどん叩かれていたのですが、対抗するための武器がないものから、その武器を作らなければいけないということになりました。とにかく今ある武器の中で不備なものを少しでも良くしていかなければならず、民法もそのうちのひとつとして位置付けました。そして日本は96年に法整備支援を開始していました。JICAの法整備支援の開始に当たっては、法務省に協力してもらいました。このとき、ベトナムから日本に対し、法整備支援をしてほしい、その中で、対外的な荒波に耐えるところまでいくかどうかは分からないが、そういう能力をつけていきたいという希望があり、民法典も十分な改正にはならないかもしれないが、今、狙っているところを改正していこうとなりました。

その際、(支援第1期と第2期のころ)、私は、まずベトナム社会がどのように動いているのか、法をどのように受け止めているかを知ることが支援の前提となると考え、先ほどリエン次官がお話しし、このレジュメにも少し書いてあるように、例えば不動産使用権や取引等についての実態調査を、極めて小規模でありましたが、JICAの法制度整備の一環としてやりました。こういうことはワールドバンクやADBは絶対にしませんから、日本の法整備支援のユニークなところとしてやってまいったのです。

そして、2000年の国会の決定がなされた段階で、最初はそう簡単には動きませんでし

たが、学習院の野村教授などを始めとする約10人の民法学者でベトナム民法改正共同研究会を作りました。これもまた物好きな人達で、話を持ちかけると、皆さん、手弁当で大変熱心にやってくださいました。夜集まって、そのうちに、あれはいつからでしたか、テレビ会議システムを使ってハノイの現地の専門家と議論するようになって、ベトナムとは2時間の時差があるものですから、午後6時半ころから始めて、終わると10時過ぎ、それから更に話をしていると、JICAの事務所を出るのが11時ころになることもありました。先ほどリエン次官からもお話がありましたように、この会議で、ベトナム側からいろいろとあれはどうだ、これはどうだと疑問が出てくるわけです。リエン次官は、私たちからの提案に従って条文案を直したとおっしゃいましたが、結局、修正されなかった条文の方が多いのですが、確かに私たちから、こうしたらどうだ、ああしたらどうだといろいろと提案いたしました。ただし、私どもは、アメリカなど他のドナーのように、そちらの考えがおかしいからこうしろと言ったことは1回もありません。こういういろいろな考え方があり、その根拠はそれぞれこうであると、いろいろとオルタナティブな考え方を示すよう気を付けてきました。

常に我々が考えていたことは、社会主義国が市場経済体制に移るときに、一方でグローバリゼーションというものがあるものの、社会がそれを受け入れるときに摩擦が生じるかもしれない、それを民法という法律がどのように解決していけるのかということです。解決のための道具を選択するのは、我々でなくてベトナム側であるというスタンスを我々はとってきました。

そこで、先ほど木下さんがおっしゃいましたが、ワールドバンクが実施しているルール・オブ・ローなどのセミナーでは、ワールドバンクは自分たちが考える法、ルール・オブ・ローとはこういうものだと言ってくるので、私は常に、アメリカの考え方が民主主義のすべてではないと反論してきました。ワールドバンクにしるADBにしる、アメリカは常に自分たちの考えが正しいといって押し付けてくるのですが、何が正しいかは必ずしも明らかではない。アメリカの制度は、あれは一つの制度ではありますけれども、正しいかどうかというのは考え方だと思っています。そこで選択するのはその社会に属する人たちであって、私たちの制度をそちらも取り入れろというわけにはいかないのです。こういう考え方で、野村先生や皆さん方が、そろって一生懸命にメニューを用意してくださいました。

そして、結局、どういう点が改正されたのか、どういう点が変わったのかということは、この後、野村先生がお話されます。私の元々の持ち時間が35分ですが、15分遅れて始まったので、この辺りで終わりにしようとも思いますが、私からは少しだけお話いたします。

2005年のベトナム民法典は、基本的には、先ほどリエン次官がおっしゃったとおりです。例えば取引の自由は、かつては法律の許す範囲でのみ認められていて、言わば腰が引けていたのですが、それを取引の自由をより認める方向に変わってきたと感じます。

それから、所有権も1種類だけ減ったと言われましたが、所有そのものの規定が前よりはすっきりした感じがあります。それから、土地使用権に関し、行政規定や手続規定を土地法に移したこともあり、従来、民法の中に行政規定を私法規定が混在していたところを、行政規定が排除され、私法規定として大分すっきりしたと思います。

それから、債権の概念、契約の概念のところ、本来、95年民法典制定の際に国会に理解してもらい整理すべきだったところをあいまいなままに残してしまったものが、幾つかすっきりしました。95年民法典制定のとき、当時のグエン・ディン・ロック司法大臣と膝を突き合わせて議論したものの、結局、大臣が「やっぱりだめだった。おれは怒られた。」と言っていたものが、今になって息を吹き返したというのが幾つかあります。具体的にはこれから野村さんがお話されますので、この辺で野村さんにバトンタッチをいたします。

総じて言えば、社会主義国家における所有という概念がまだ残っています。しかし、これは先ほどリエン次官がおっしゃったように、ベトナムも一歩ずつ変わりつつあるということです。例えば善意者保護なども今のところ無理だけれども、いずれは市場経済における動的安全に関する規定も理解されるだろうと思います。少なくとも司法省の中ではかなりそういう価値観が支持されているように思われています。

では、あとは野村さん、各論をよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会（三澤）】 森嶋先生、大変ありがとうございました。

この10年間のベトナム民法改正支援の理念や方針について、大変分かりやすくお話していただきました上、時間配分までにお気遣いいただき、司会進行として心から御礼を申し上げます。

## 講演

### 「ベトナム民法典の主要な改正点」

野村豊弘 学習院大学法学部教授

【司会（三澤）】 では次に、野村豊弘先生から「ベトナム民法典の主要な改正点」という演題で御講演を頂きます。野村先生は学習院大学法学部教授でいらっしゃる、大変御多忙でいらっしゃいますが、森嶋先生と御一緒に長年にわたり、ベトナム民法改正共同研究会の委員として、日本側からベトナムに入って、様々な助言をしておられました。

本日は幅広い民法典の分野の中でも、特に債務編に焦点を当てて御説明いただきたいと思えます。

では、先生、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【野村】 学習院大学の野村でございます。物好きでお人好みなメンバーの1人でございます。

先ほどリエン次官、それから森嶋先生からも具体的な点についていろいろとお話がありましたので、なるべく重複しないようにお話ししたいと思います。最初に一般的なお話をし、その次にベトナム民法の主要な改正点ということで、先ほど森嶋先生のお話にありましたようにベトナム民法改正共同研究会は10人ほどでやっておりますが、その中でそれぞれが分担してコメントを書いたりしておりますので、主として私が担当したところから具体的な例を挙げてお話ししたいと思います。

この法整備支援が始まって当初は、特に民法典の内容に限定せずに、ベトナム司法省と現地ワークショップを実施してきました。そのうちに段々と民法典の改正素案について議論をし、徐々に具体的な改正の内容を固めていくという形でお手伝いをしてきました。先ほどロシア民法を模範にしていたというお話がありましたが、我々のように日本で民法、あるいは法学を学んできた者の考え方からすると、かなり驚くことが多くて、その点を一、二、最初に挙げておきたいと思います。



一つは、レジュメに西洋法における法の階層性と書きましたが、例えば日本では民法は私法の一般法とよく言うわけですが、商法と民法とでは、民法が一般法で商法は特別法であるという適用関係の優劣といえますか、そういう階層的な考え方は、法学部で学んだ人間にとってはごく常識的な事柄ですが、ベトナムには必ずしもそういった理解がないということです。また、民法は、日本でも制定後100年を超えていますが、その中にはかなり抽象的な規定も多く、それについては、法務省その他の省庁が所管している法律が規定し、その下位に政令や省令があり、細かなルールは下位の法規に委ねられていることが少なくありません。しかし、ベトナムでは、民法で細かな点まで規定していないと適用できないということがよく言われます。例えば日本の民法ですと710条で精神的損害についての慰謝料について規定されていますが、そこでは財産的損害を金銭で評価するというのでいいとして、精神的損害をどのようにして金銭で評価するのかについては規定されていません。ベトナムにも同じような条文がありますが、それを計算する方法が定められておらず、適用できないので、そのために下位の法令を作るということなのですね。ただ、下位の法令を作るといっても、民法全体について施行令のようなものを作るかという、必ずしもそうではなく、部分、部分でそれぞれ関係のある省庁、あるいは必要のある省庁がばらばらに作っていくので、体系が全く理解できないという形になっています。ですから、民法典だけではなくて、ほかの法令も含めて民法というものがどのようになっているかについて、なかなか我々も理解できなかったわけです。

もう一つは裁判所の役割です。ベトナムでは、立法の権限が国会にあるので、各条文の意味を明らかにする権限も国会にあり、裁判所はそれを適用するだけであるという考え方ですね。これも日本で現在行われていることとはかなり違うので、なるべく解釈の余地のないような明確な条文を作ろうという発想があるわけですが、実際には、お手元の日本語訳のとおり、抽象的な規定が少なくないのです。

レジュメでは、その次にベトナム司法省と国会と書きました。司法省の起草担当者との間では、数年間、ずっとワークショップを続けてきましたので、日本側メンバーの考えているところはベトナム司法省にはかなり理解されてきていると思いますし、現に草案にはかなりそれが取り入れられました。しかし、それが法律になるためには国会を通らなければならないのですから、最終的には法律として成立せず、元に戻ったものも少なくないわけでありませぬ。その一つは民事概念の維持であり、先ほど森嶋先生も触れられていましたが、ベトナム

民法典には民事契約と経済契約という区別があって、民事契約は民事裁判所、経済契約は経済裁判所と、異なる裁判所に管轄権があったのですが、今回は、それを廃止するという事です。今日、配られている資料では、「民事」という言葉がほとんど削除されていますが、ベトナム語の原文には全部残っているようで、例えば債務や、取引、契約といったものが、すべて「民事債務」「民事取引」「民事契約」となっているのですね。

これは結局、司法省としては、民法では、契約なら契約につき、私人間の契約一般を対象にするということを十分に理解しているものの、それが必ずしも国会の受け入れるところになっていないということだと思ふのです。

また1995年民法ですと285条というところに民事債務という定義規定があって、2ないしそれ以上の当事者間の民事債務の関係というものについて定義されていて、この中身についてはまた後でちょっと触れたいと思いますが、それを前提として、394条で民事上の権利義務関係を生じさせたり、あるいは消滅させたり、修正したりする合意が民事契約であるという定義規定になっていますが、これは今度の新しい民法典でも同じように維持されています。

それからもう一つ、その例としては、先ほど森島先生も挙げられておりましたけれども、世帯という概念がありまして、2005年民法典の116条に定められており、これは法人ではないものの民法の中で法的主体と定義されているわけです。法人については別途規定があります。法人と並んで、世帯と組合にも法主体性を認めるわけです。そして、農地を農民に割り当てるとき、農地は国家の全人民所有になっていますので、その使用権というものを個人ではなく世帯に割り当てるという仕組みをとっているわけです。これは民法に規定があると同時に土地法にも規定があります。ところが、先ほど森島先生もおっしゃっていましたが、世帯というものを法的主体として位置付けるのであれば、その構成員がどのようなものであるのか、構成員が変わったらどうなるのか、あるいは世帯の所有物を処分するときどのようにして意思決定をして、どのような契約を締結するのかといったことが定められていなくてはならないのですが、全く明らかになっていないわけでありまして。これも司法省では、こういう世帯というもの、それから組合というものに法主体性を認めないようにするという案だったようですが、最終的にはそのまま残されたとのこと。ただ、世帯については、新しい2005年民法典の109条や110条によってやや明確になったのではないかと考えております。以上がレジュメの「はじめに」というところです。

次に、ベトナム民法の主要な改正点として、民法全体について一言だけお話ししておきたいと思ふます。本年3月末に、ベトナム民法共同研究会の各担当者が、2005年民法典について、それぞれが担当する部分のコメントを出す予定になっておりまして、それがすべてそろえば全体についての評価が明らかになるわけですが、ここではごく一般のお話をおきたいと思ふのですね。

もともとベトナム民法典というのは、行為規範的な色彩、あるいは倫理規範的な色彩がかなり強くて、日本の民法とはかなり違った点がございまして。

例えば137条に無効な民事取引の法的効果が定められているのですが、これは例えば錯

誤や詐欺による取引によって財産権が移動した場合にどのように処理するのかという規定なのです。1995年民法典では、詐欺をした者が財産を取得したときには、この民事上の効果として、国家がそれを没収するという規定が入っていましたが、2005年民法典137条からはこれが削除されることになりました。そういう意味では、行為規範的な、あるいは倫理規範的な側面がやや是正されているのではないかと考えております。

2005年民法典は、まず最初に民事法分野における基本法としての位置付けとして総則があり、その1章は民法典の任務と効力、2章は基本諸原則となっていて、1章が3条まで、それから2章は13条までですが、これが基本法としての位置付けというものをかなり明らかにしております。1995年民法典には前文というのがあったわけですが、今回はその前文がなくなって、その代わりに第1章が設けられたのだと思います。この章は民法典の任務と効力として、例えば1条は、日本語版ではこの「民法典の任務と調整範囲」となっておりますが、基本的な私人間の権利義務関係であることが読み取れるような条文になっております。

それから、これもリエン次官、あるいは森脇先生の講演の中でも触れられておりましたけれども、2番目は、知的財産権や技術移転関連の規定が民法から削除されて特別法に移されたことです。これは、ベルヌ条約やベトナムとアメリカとの間の貿易協定等を反映した内容になっており、中央大学の佐藤教授が中心に担当しているところであり、私は中身については門外漢ですので、省略したいと思います。

もう一つは、第7編で、海外的要素を持つ民事関係として、主として国際私法準拠法に関する規定がかなり整備されまして、これは学習院大学の神前教授が担当しているところでございます。

以上が全体的な話でありまして、次に個別的にどのような点が変わったのかについてお話しします。レジュメには債務法総則と書きましたが、ここでは民事債務の概念の明確化として、280条という民事債務の定義規定があります。先ほども少し触れましたが、従来、1995年民法では、債務は為す債務と為さざる債務の2つだけを定めていました。しかし、2005年民法の280条によると、与える債務というものも含まれることになり、かなり明確になったのではないかと思います。

2番目に債務不履行責任と不法行為責任の明確化ということです。債務編の最初のところに民事責任というものが出てきますが、債務不履行責任と不法行為責任とが必ずしも明確に分かれておりません。例えば、1995年民法の309条、これは2005年民法では308条になりますが、その第3項、これは債務不履行責任と不法行為責任との両方に適用される規定ですが、加害者の過失責任が推定されており、債務不履行責任のみならず不法行為責任についても、加害者は過失のないことを証明しない限り責任を免れないとなっております。ジェトロから刊行されている1995年民法典の解説書では、この過失の挙証責任が、先進性として高く評価されているのですが、不法行為といってもいろいろなタイプがありますので、デフォルト・ルールとして過失責任を推定してよいのかというのは、必ずしもそう単純な問題ではありません。そこで、私たちとしては、むしろ日本の民法と同じように、被害者

に過失を証明させるのをデフォルト・ルールとして、どうしても加害者に挙証責任を転換すべき問題については特別法に委ねる方がよいのではないかという意見を出しており、この点は、今回の民法典に取り入れられており、過失責任の推定規定が削られています。

それから、相続法は、これもリエン次官のお話にありましたが、同時死亡の場合の相続についての規定が入れられ、641条として新たに設けられたということでございます。同時死亡の場合、相互に相続しないということですから、日本の相続のルールと同じであります。ただ、御存じのように、日本では、同時死亡の推定規定は総則の中に入っていますが、ベトナム民法では相続のところに規定を置いているということでございます。

そして、遺産分割の制限に関する規定は686条ですが、このほか遺産分割後における相続人の出現、相続に関する訴権の時効に関する規定が置かれています。これらについてはレジュメで新設された条文を挙げておきましたが、以前よりかなり明確になったようでございます。詳しい内容は省略したいと思います。

債務編の総則や相続に関する具体的な改正点の主なものはこれらですが、先ほど申し上げましたように、ベトナム司法省には、我々の見解をかなり理解していただいて取り入れられたにもかかわらず、国会の意思として、それが立法化されるに至らなかったものもあります。森嶋先生が最後におっしゃっていたように、まだ不十分な点が課題として残されており、例えば、損害賠償責任を規定する307条第3項では、「他人の生命・健康・名誉・人格・威信の侵害によって」他人に損害を負わせた者は、「謝罪し公開の場で訂正するほか、被害者の精神的損害補てんのために一定の金銭を賠償しなければならない」とあり、謝罪や公開の場で訂正するといった、倫理規範的、あるいは行為規範的な色彩がかなり残っています。また、これは債務不履行というよりも不法行為の問題であろうと思うのですが、その区別が必ずしも十分ではないようです。

それから、この債務編の総則には、日本でいう契約の総則に関する規定も置かれています。それが第7節の民事契約という部分ですが、ここに、契約の履行についての規定といった、債務の総則と重複するような規定があります。次の18章が契約各論なので、日本側としては、むしろこれら契約総則の規定は18章に入れて、債務の総則の部分は他との重複を調整した方がよいのではないかという意見を申し上げていたところですが、これは必ずしも受け入れられていないということでございます。

また、法定相続と遺言相続との関係については、遺言によって相続人を指定するという考え方に立っておりまして、それも、指定によって個人だけではなく法人や組織も相続人になるという位置付けになっております。それでは、相続人は、債務をも負担するのかというと、その辺りが必ずしも明確ではありません。また、他方で、日本と同じように遺贈というものも認めておりまして、遺贈と相続との関係が必ずしも明確ではないと思われまます。

次の熟慮期間というのは相続放棄の期間ですが、これは642条で定められています。1995年民法典でも中身は同じですが、相続開始のときから6か月間となっております。日本の民法の話をしたときに、ベトナム側から3か月間というのは短いのではないかという御意見がありました。日本の場合は相続の開始を知ったときからだという御説明しました。ベ

トナムでは海外にいる人間も少なくないということで、相続開始を知らないときでも6か月間たってしまうと放棄できないので、莫大な借金があったようなときは困るのではないですかとの意見を申し上げたのですが、この規定はそのまま残っています。

それから、夫婦の共同遺言という、日本にはない規定がありまして、これも多少問題があるのではないかと日本側は考えているのですが、日本側の意見はなかなか取り入れられないところであります。

現在では、ベトナム民法を実体化する、実質化するということで、周辺の法律や、先ほど少し触れましたが、民法典の条文だけでは解決できないものについて、下位の法令を作る作業を行っているということです。そこで、今後は、ワールドバンクやADBによる支援との関係で、英米法系の法律がどんどん立法されていくようであり、民法典とそれらとの調整を十分考えなければならぬと、個人的には考えております。そういった新しい問題もあれば、2005年民法典にもかなり大きな問題点が残されていますので、今後も日本とベトナムとが共同研究を続けていく可能性は十分残されているのではないかと考えております。先日、リエン次官とお話する機会がありましたけれど、リエン次官も同じように考えていらっしゃるようでありました。

若干時間が残っておりますけれども、私の予定した話は以上ですので、これで終わりたいと思います。(拍手)

【司会(三澤)】 野村先生、どうもありがとうございました。ベトナム法の特徴について、日本法との比較を踏まえて御説明いただいた上、2005年ベトナム民法典の改正点につき御説明いただき、更に今後の課題についても非常に多くの情報を頂いたと思います。

### 質疑応答

【司会(三澤)】 それでは引き続き、質疑応答に入りたいと思います。

リエン次官はこの質疑応答のセッション終了後、いったん退席されますので、リエン次官に御質問がおありの方は、是非この機会を御利用ください。

では、御質問のある方は挙手の上、おっしゃってください。

【星野】 国際民商事法センターの学術評議員をしている星野と申します。

質問ではなく、コメントというか、私の簡単な感想を言わせていただきたいと思います。

今日は、大変興味深いお話で、感心しながら伺っておりました。ベトナム側の方と日本側の方の非常な御努力に大きな尊敬を払っております。

私はこのベトナムの1995年の民法典は先ほど謙遜されましたが、そう悪いものだったとは思っていません。ある意味では非常によくできたものだと思っております。ソ連民法をモデルにされたということですが、いい意味での社会主義的な要素も残っています。例えば自由より平等を重要視していることや、信義則を重視していることや、売買契約だっと思いますが、相手方に対する情報提供義務の規定が既に入っていたような記憶しています。そういう点でなかなか優れたものだと思っておりました。



これは、ある意味では過渡的な法律ではありますが、これを市場経済や市民社会にアダプトした法律にするために、ベトナム側でも苦労され、日本側でも苦労し大きな協力の結果、このようなものができたことに非常な敬意を表します。

日本による法整備支援としては、既にカンボジア民法典の草案ができておりまして、これも日本民法典と比べて、体系的にも、条文の表現もわかりやすいという点でも、かなり進んだものですから、その点も感心していました。加えて今回のお話を伺いまして、問題を残しておられるとしても大変な仕事だったと思い、ある種の知的な感動を覚えながら伺っていたわけです。

さて、これからの問題として一言申し上げたいのですが、今後もベトナムの方々との更なる共同研究が進むということですが、実は日本におきましても、現在、民法典の全面的改正が話題になっております。実質的には、既に関係者がそれをやろうという決心をしておられると新聞に報じられております。時期的に早いので、そのためというわけではなかったでしょうが、既に任意の研究グループがあって、担保法の中間草案が既にできていて、参加者を中心とする研究会が「ジュリスト」に載っていました。最近、契約法の中間の案についての研究会が「ジュリスト」に載っていたことを、皆さんも御承知かと思えます。

それに関連することですが、外国では、有体動産売買に関する国際統一法条約が、既に中国、韓国を含む多くの国で批准され、ベトナムのことは知らないのですが、日本はまだ批准していません。これは、正直に言って、日本の法学者として非常に恥ずかしいと思っていました。幸い、日本の関係当局も、いよいよ批准しなければならないと考え出したようでありまして、大変結構なことだと考えております。中国で民法典の全面改正をしていることは、皆さん御承知のとおりですが、実は、中国は、既にこの条約の中身を参考にした契約法典をつくっておりまして、この点では中国の方が進んだ立法をしているわけです。

債権法については、ヨーロッパで統一法編纂の運動や、契約内容の統一の運動があります。国内法についても、ドイツ民法典の債務法の全面改正が行われ、フランスもついに重い腰を上げて、昨年の9月に債務法の改正案が出されました。

日本においては、かなり前から、法務省民事局長の私的研究会で、日本民法典の現代語化の検討を進め、最近ようやく実って民法典の全面改正が行われたわけですが、あれは言わば過渡的なもので、次の段階で内容的な改正をすることが予定されていると言ってよいものです。民法の多くの制度を根本的に考え直そうという時期にきております。

したがって、皆さんもそういう時期にあることを意識していただいて、現行の日本民法典をそのまま参考にするよりは、更に進んだ民法典を作ることをお考えいただきたいと思えます。そして、中国の契約法典が、ある意味で日本などの法律に先行する進歩的なものになったように、このベトナム民法典も、世界に先駆けてできたすごい内容を含んでいる、そのようなものになることを期待するわけです。

ここで、何時も繰り返すことですが、日本の学者としての反省を申し上げたいと思えます。私は公的には法整備支援のために外国に行ったことはないのですが、最近、中国に毎年引き続いて、合計7回ほど行っています。そこでいろいろと質問されて感じたことは、日本の民

法学者、あるいは学者一般もそうですが、日本の法律を与えられたもので、言わば普遍的なものと受け取って、いろいろな制度の説明にそれを使うという傾向が強いことです。しかし、これではいけないのであって、日本法は歴史的な、一つの法律に過ぎません。小さな問題であっても、立法者の立場で基本的に考え直さなければならないのです。そのためには、日本民法が本当にどういうものであるのかを把握しておかなければならない。詳しく言うと、各制度や規定が、どういう利益状況を前提として、どういう価値判断に立って立法されたのかとか—それを知るためには日本民法の立法過程を調べることも必要になります—日本民法が日本の社会において、実際にどういう機能を営んでいるのかといったことが分からなければなりません。私は、ずっと昔、フランスで、日本における契約法について話をするときに、ただ条文や判例を並べるだけでは、フランスと大差がないともいえるので、そもそも日本における契約とはどういうものかということ自身を十分に分かっていないことに気づき、大変困ったことがありました。

したがって、これからの学者の仕事というのは、そういったある意味では基本的なことを十分に研究し、立法のための真の基礎を作ることだと思います。つまり、例えば、債権とは何か、債務とは何か、物権と債権とがそれほどせつ然と区別できるものか、区別すべきものかといったことや、今のようなパンデクテンシステムでいいかどうかといった事柄です。この点は、ベトナム民法典もそうですが、カンボジア民法典も、パンデクテンとは違った体系になっておりますが、日本の学者も関与したのものとして立派なことだと思います。こういった根本的なことから十分検討しなければなりませんので、私は、日本の学会が問われていると感じております。以上は私の反省ですが、私は既に年老いていて今後どうするわけにもいきませんが、日本の学者、広く法律家としてそういうことも考えながら進んでいただきたいと思っております。

そういう意味で、ここにいらっしゃるベトナムの方も、中国の方も、私どもにとって、非常に重要な示唆を与えてくださっているといつも感じております。中国の方にもよくお話ししているのですが、今後、法整備支援に当たるために、日本人として何を考えていくべきかを、更に突き詰めていくことが必要だと思います。森脇さんや野村さんがおっしゃった、日本側の態度は非常にいいことですが、更にそれぞれの国の社会の実情や、思想、歴史を尊重するとともに、我々が考えている民法典というものに偏りがいいのかどうか、普遍的でないものを普遍だと思い込んでいるのではないかという反省を絶えず持ちながら仕事を進めていくことが大切だと感じておりますので、一言話させていただきました。

改めて、今日は非常にありがたく伺ったということを申し上げます。

【司会（三澤）】 星野先生、どうもありがとうございました。

【香川】 神戸大学の香川でございます。

リエン次官にお尋ねしたいのですが、せっかくベトナム司法省が法案をつくっても、国会の意思で反発を受けるというお話がございました。ベトナムの国会には500名ほどの国会議員がおりますが、その2割がフルタイムの国会議員、8割がパートタイマーの国会議員ですね。ですから、国会全体が反発するというのではなくて、国会の中にある常任委員会です

か、議長、副議長、その他幾つかの委員会の委員長を含めた13名ほどで構成されるこの常任委員会ではねつけられるという意味でしょうか。

【リエン】 ベトナムの国会は500名の構成員からなっていますが、立法過程は二つの異なった段階に分けられております。

95年に、我々が最初に民法典を制定したときの、いわゆる立法に関する法律によって、政府が法案を最後まで国会に対して答弁する権限が認められたわけです。当時、ベトナムのロック司法省大臣としては、当時の828条からなる民法典の草案を、4週間連続で国会に対して答弁しました。国会が審議して、大きな問題に関しては投票により決定しました。その後、法典のそれぞれの章に対して、国会で投票により意思決定が行われました。

しかし、2005年民法典のときは、立法や法令を制定することに関して新しい法律ができていました。政府が草案を作成して国会の常任委員会に提出すると、その後は、政府には主導権がなくなるわけです。国会の常任委員会がその法案を国会全体に対して提出することになります。そして、国会の常任委員会が関係4機関に対して、国会のいろいろなコメントを受け入れてそれを整理することになります。その四つの機関というのは、国会の常任委員会、国会の審議委員会、司法省、編纂委員会です。編纂委員会は、日本でいうところの政府機関であることも可能だし、また別の機関でも可能です。

法令制定に関する新しい法律によりますと、ある法案を成立させるためには、国会の2回の会議を通さなければなりません。1回目の会議で国会のコメントが集約され、次の国会の会期までにその国会の各代表から受けたコメントなどを受け入れて検討し、整理して次の会期に出すわけです。そのときに、常任委員会が集約されたコメントを説明し、国会の場で審議されます。このコメントとは、500人の代表のすべての意見であり、だれか一人の意見ではないのです。

もし、統一的な見解がない場合には、幾つかの解決策が出されることになります。そして、国会が法案のすべてに対して成立のための表決をする前に、それぞれの解決策に対する表決が行われることになります。つまり、常任委員会というのは、あくまで法律を制定する際の国会の手伝い役としての役割しかなく、何も決定する権限はありません。そして、500人の議員の25%はいわゆる専従国会議員です。そして、この会期の間に国会の代表が、我々とかなり多くの機会を持ち、作業を行っております。これらのコメントには、国会の最後の表決に向けた準備の意味があるわけです。

ですから、やはり国会全体を説得しなければなりません。西洋のようなロビー活動、日本でいう政治家の根回しのような政策はまだ存在していないからです。相手を説得するために、自分の意図を論理的に明確に説明しなければなりません。

【司会（三澤）】 どうもありがとうございました。

時間の関係もございませぬので、リエンさんに対する御質問がございましたら、あと一つ受け付けて休憩に入りたいと思います。

【木棚】 早稲田大学の木棚と申します。私は国際私法をやっておりますので、渉外的要素を持つ民事関係について御質問したいと思います。

この規定は婚姻や家族関係にも適用されるという御説明がございましたが、おそらくそれは760条を言っておられると思うのですが、この760条は、要するに外国人が本国法の適用を主張した場合にそれを考慮するという規定ではないかと思うのですが、そういった場合に、この規定がどのように適用されるのか。とりわけ婚姻の効力や夫婦財産制、あるいは親子関係など、国籍を異にする者が複数関わっており、それに単一の法が適用されないと非常に困る場合に、この規定のみからうまく法の適用ができるのかという点について、どういう御議論があったのかお教えいただければと思います。

もちろん760条は、直接本国法による場合を規定しているわけではないのですが、無国籍や二重国籍の場合にそういうことを書いてありますので、おそらくそういう場合を前提にした規定なのかなと思いましたが。まず、家族法など他の法に規定があるとすれば、どうなっているのでしょうか。それをお教えいただきたい。この規定によるとすれば、当事者が本国法の適用を主張した場合にのみ、本国法が適用されるように読めるのですが、そうとすれば、これをそういうふうに解釈して、婚姻の効力や親子関係等について考えられるのか、この二つでございませう。

【リエン】 760条に関しては、いわゆる基本原則として規定されて、つまり無国籍の者や、外国人で二つ以上の国籍を有する者に対して適用されるわけですが、これは準拠法の規定となっているわけですね。規定を正確に読ませていただくと、「本法典または他のベトナム社会主義共和国の法律文書が、外国人が公民である国のその法律を適用することを援引した場合、無国籍の人に対しては、その者が居住する国の法律」になるわけです。それで、そこに居住していない場合には、今度はベトナムの法律を適用することになるわけですが、国籍を二つ以上持っている者は、その者が国籍を有する国、または民事関係が発生する時点において居住している国の二つの要素があるわけです。さらに、その国籍を有する国のいずれにも居住していない場合には、その人が国籍を有する国の法律を適用し、また、いわゆる国民としての権利と義務が最も密着して関係のある国の法律を適用するということです。これを端的に言いますと、準拠法は、国籍と居住という二つの要素を基本にしているというわけです。

【木棚】 私が聞きたかったのは、婚姻や家族関係にこの民法の規定が適用されるというのは、何条についていわれているのかということです。つまり、本国法が適用されることを前提に760条というのがあると思うのですが、その規定が、私が見落としているのかもしれませんが、民法典に見当たらないので、婚姻や家族関係について本国法を適用するための根拠規定を教えてください。

【リエン】 婚姻と家庭関係にも適用されることとなります。「本法典または他の法律文書が」という規定になっている、そういうふうを選択すると書いてありますから。

【木棚】 民法典ではなくて、ほかのいわゆる家族法等にそういう本国法を適用する規定があり、その場合についての規定という意味で、この民法典のこの規定が家族や婚姻に適用されるということをおっしゃったのでしょうか。

【リエン】 はい。そういう意味で、「または他の法律文書」というのは、この民法典とそ

のほかの法律の規定という意味です。

【司会（三澤）】 野村先生，補足等ありましたらお願いします。

【野村】 正確に理解できているかどうか分かりませんが，民法典には婚姻家族法は含まれていないのですね。それは別の法律になっていて，ここの位置付けはおそらく民法に関わるものについての準拠法ということが中心ではないかと思うのですね。ですから，婚姻家族法に別途規定があるのではないかと思います。

【司会（三澤）】 野村先生，どうもありがとうございました。

それでは若干時間も押しておりますので，ここで前半を終了し休憩に入りたいと思います。

【リエン】 皆さん，ありがとうございました。

（ 休 憩 ）

## 報告

### 「名古屋大学による法整備支援活動の概要」

杉浦一孝 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長

【司会（三澤）】 それでは後半を始めたいと思います。

後半は二つの大学から法整備支援に関わっておられる先生方をお招きしております。お一人目は名古屋大学法政国際教育協力研究センター長の杉浦一孝先生でいらっしゃいます。先生からは名古屋大学による法整備支援活動の概要という演題で御報告を頂きます。

名古屋大学は早い段階からアジア諸国の法制度の研究に取り組むとともに，そこで培われたネットワークを生かして法整備事業を実施してこられ，日本で最も盛んに法整備事業を行っている大学の一つでございます。本日はその長である杉浦先生から，その精力的な活動の概要を御紹介いただきます。

では先生，よろしく願いいたします。

【杉浦】 ただいま御紹介にあずかりました名古屋大学の杉浦でございます。

今日は名古屋大学がこれまで取り組んでまいりました法整備支援事業とそれに関する研究活動を御紹介して，今後の御協力をお願いしたいという意味で，限られた時間ではありますが，私たちの活動の概要を説明させていただきたいと思っております。

お手元のレジュメ集のうち18ページから25ページまで（本誌69ページから76ページまで）が私が用意したレジュメでございます。時間が限られている関係上，レジュメを詳細にしましたが，これが私たちが取り組んでいる法整備支援事業のすべてではございません。ウズベキスタンとモンゴルの実例を挙げておきましたが，これはあくまでも私個人が関わっている活動として取り上げさせていただいたのであり，それ以外にベトナムに対する法整備支援事業も行っております。特に，ベトナムの場合は，現在，WTO加盟に向けて国内法整備の課題が提起されておまして，それに対する協力を行っております。

それでは，時間の関係上，幾つか飛ばすところがございますけれども，早速このレジュメに従って紹介させていただきたいと思っております。



名古屋大学法学部がアジアに関わりを持ったのは、今から15、6年前のことでございます。今日、基調講演をなされました森嶋先生が学部長のときだったと思いますが、アジアの法律・政治について学部を挙げて取り組まなければならないということで、名古屋大学法学部の学部創立40周年の事業の一環として、そのような研究を開始したわけでございます。そこで、アジア太平洋地

域法政研究教育事業基金、略してAP基金と呼んでおりますものを設立し、それを原資としてアジア諸国の法律・政治の研究をしてみました。レジュメに書きましたとおり、それまでの日本の欧米偏重・アジア軽視の法律学・政治学に対する反省に基づいて行ったものでございます。

その後10年かかって、ベトナム、ラオス、カンボジア、更にはモンゴル、そうした国々の法律学者との交流を進めてまいりました。そして幾つかの大学とは学術交流協定を締結いたしまして人的ネットワークを形成してまいりました。その中でも、今申しましたインドシナ3国とモンゴルから法制度整備事業に関する協力要請がございまして、1998年、その要請内容の聞き取りを主な課題といたします国際シンポジウム「アジアにおける社会変動と法整備」を開催いたしました。この中で、4か国の法律学者と法律実務家から、どのような要請があるのかについて聞き取りをいたしまして、何点かについて合意をいたしました。それを受けて、私たち法学部のスタッフが現地に参加して、研修を行ったり、JICAプロジェクト、これは法総研と共同で行っておりますが、国別の特設研修を開始しました。先日までラオスの商法教科書作成に関して、2週間にわたる研修を実施してまいりました。

それから、法整備支援の一環として、対象国の法律家養成への協力として、1999年度から留学生の受け入れを実施してまいりました。留学生受け入れは、大学だけができる事業でございまして、私たちはこれまで積極的に取り組んでまいりました。

今日お配りしておりますレジュメの最後、通し番号で25ページ（本誌76ページ）を御覧いただきたいと思っております。網かけの国が法整備支援対象国ですが、1999年11月から、カンボジア、ベトナム、モンゴル、ラオスの4カ国から留学生を受け入れ、2000年にはウズベキスタンから2名を受け入れておまして、それが2005年10月1日現在で、ウズベキスタンから16名、カンボジアから16名、ベトナムから13名、モンゴルから11名、ラオスから6名、計62名の留学生が在籍しております。この62名というのは、今、名古屋大学大学院法学研究科に在籍している留学生の総数は121名でございますので、過半数がそうした法整備支援の一環として受け入れている留学生ということになります。この留学生は、既に母国に帰って、それぞれの職場で活躍している方が多数おられますが、これから説明いたしますいろいろな事業において、私たちのカウンターパートの中で非常に大きな力を発揮しております。

次に、当研究センターの活動について、少し御説明いたしたいと思っております。2000年は名古屋大学法学部の創立50周年に当たる年であり、この50周年を記念いたしまして、法

学研究科がアジア諸国に対する法整備支援事業を行っていくことを決めました。そこで、そのための組織が必要となり、法学研究科内部にアジア法政情報交流センターというものを立ち上げることにいたしました。レジュメにも書きましたように、アジア諸国の法・政治についての研究の推進、そしてアジア諸国の法・政治に関する情報の収集発信、更にはアジア法整備支援のコーディネートの拠点として、この情報交流センターを設置したわけでございます。

その後、個別に法整備支援事業を実施していきませんが、私たちにとって大きな意味を持ちましたのは、レジュメの3枚目（本誌70ページ）にありますとおり、2000年9月に国際シンポジウム『アジア法整備支援』と国際協力』を開催したことでございます。このシンポジウムには、既に法整備支援を実施していた国際金融機関である世銀、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行、更には外国の政府関係機関、そして法務省法務総合研究所、JICA、各大学の研究機関の代表を名古屋に招へいいたしまして、法整備支援のあり方について討議をいたしました。そこでは世銀のそれまでの法整備支援のあり方について批判が出て、世銀からも若干自己批判的な内容の発言がございました。ここで出された意見が、私たちが現在取り組んでおります法整備支援事業の基本的なスタンスを形作ったと考えております。

そうして、先ほど申しました交流センターは2002年に名古屋大学法政国際教育協力研究センターに衣替えいたしました。これは文部科学省への概算要求が認められて、それまで法学研究科内部の機関だった組織が、名古屋大学全体の研究教育施設として再編成されたわけでございます。ちなみにこうした国際（教育）協力研究センターは、それぞれの専門分野ごとに幾つかの国立大学に設置されております。例えば教育分野では、筑波大学、広島大学、最近では鳴門教育大学にも設置されております。医学関係では東京大学に設置されており、工学は豊橋技術科学大学、農業に関しては名古屋大学にございます。法政領域においては名古屋大学だけであり、現在、合計七つの国際（教育）協力研究センターが活動しております。これは、それまでの国立大学による国際協力が、個々の教員のボランティア活動として行われてきたことについて、文部科学省が反省し、大学が組織として国際協力に関与するためにはどうすればいいかと考え、今紹介したいくつかの国立大学に国際（教育）協力研究センターを設置したわけでございます。ですから、私たちのセンターは、名古屋大学だけの共同研究教育施設ではなく、ナショナル・センターとしての役割を果たすことも文科省からは求められているということでございます。そこで、現在、私たちのセンターでは、研究協力員という制度をとり、約100名近い他大学の法学研究者の方々に登録していただいて、様々な活動に参加していただいております。

次に、当センターの活動の内容を若干御説明しますが、これは2005年の活動の一部として御理解いただければと思います。

一つは、先ほど説明いたしました人材養成の協力でございます。

二つ目は JICA プロジェクトの国別特別研修を実施しております。これは先ほど申しましたラオスのほか、昨年度からはイランの司法官、裁判官、検察官の研修を実施しており、今年度は1月末から2月初めにかけて ADR をテーマに実施したところであります。そのほか、

アドホックな研修も実施しておりまして、昨年11月にモンゴルの司法内務省から2人の担当官を招へいして立法技術能力の向上を目的とする研修を行いました。

三つ目は私たち独自の活動として、ある意味で非常に自負しておりますが、世界銀行の委託を受けまして、世界の司法制度の統計資料を収集分析して、世銀に提供しております。私たちが担当しておりますのは、日本を含む18か国、日本以外の国はいわゆる開発途上国ですので情報の透明度が低く、情報を集めるのに非常に苦労するという実態がございます。私たちのホームページから世銀のホームページを開いていただきますと、その調査結果が御覧になれますので、関心のある方は、是非御覧になっていただきたいと思っております。弁解ではございませんが、私たちが新しいデータを送っても、世銀がデータを更新していないことがありますので、それはこちらがサボっているのではなくて、世銀が更新作業をしてないということで御理解いただければと思っております。

四つ目として、現在、日本の法令の英語翻訳ソフトを開発しております。これは、ほとんど完成しており、一昨年の法整備支援連絡会で、同僚の松浦教授からその時点での研究成果について中間報告的な報告を行ったところです。以上が本年度の当センターの活動の一部の御紹介でございます。

当センターは法整備支援事業も行っておりますが、中心は法整備支援に関する研究活動でございます。それについては、レジュメの通し番号20ページから21ページ（本誌71ページから72ページ）にかけて書いておきました。時間がございませんので、一つだけ、2001年9月から今年3月までの研究プロジェクトを御紹介しておきます。これは、科学研究費特定領域研究「アジア法整備支援」というものであり、この資金で様々な取組を行ってまいりました。レジュメの21ページに書いておきましたように、このプロジェクトに取り組む中で法整備支援のあり方について、私たちのスタンスを研究成果で裏付ける形で確立してまいりました。

それからレジュメの21ページ（本誌72ページ）の②に記載した先端研究拠点事業というものがございます。これは2004年から今年3月まで、アジア諸国に対する法整備支援を進めていくに当たって、いわゆる先進国といわれる欧米の大学と共同で法整備支援学なるものを構築することを目的として進めている研究でございます。法整備支援学というものが「学」として成り立つかどうか、これについてはいろいろと異論もありまして、私自身も非常に疑問に思っておりますが、アメリカのウィスコンシン大学、コーネル大学、スウェーデンのルンド大学と共同で、こうした研究活動も行っております。以下、③、④は、時間の関係で省略させていただきます。

レジュメの22ページ（本誌72ページ）では、法整備支援及びその研究活動の実例1として、ウズベキスタンの例を紹介しておきました。私たちがウズベキスタンと出会うのは2000年1月からでございます。そして、先ほど御紹介いたしました科学研究費特定領域研究の資金をもとにウズベキスタンの大学との共同研究を進めてまいりました。これは、そのときどきのウズベキスタンの司法改革や法制改革の課題をテーマにしております、その限りでは研究活動を通じた法整備支援を行ってまいりました。2002年2月に、名古屋に中



央アジア3カ国の法律家を招聘してシンポジウムを開催した後、とりわけウズベキスタンのタシケント国立法科大学との共同研究が進展いたしました。

23ページ(本誌73ページ)を御覧ください。(7)にあるとおり、2005年9月にタシケント国立法科大学に、名古屋大学の日本法教育研究センターを設置いたしました。先ほど留学生受入れの話をしていただきましたが、現在、留学生は英語で講義やセミナーを受けております。しかしながら、私たちは経験上、日本法を本格的に研究したい留学生に対しては、英語では無理だという結論に至りまして、彼らは、やはり日本語で日本法を勉強しなければならない、そのためには、相手国の大学にサテライトを設置して、そこでまず日本語を勉強していただいて、その後、ベーシックな日本法を3年生、4年生で教育する、その中で優秀な者を名古屋大学の大学院が受け入れる、そういうコンセプトで進めてまいりました。その結果が、2005年9月のタシケントでのこうしたセンターの開設に結びついたのでございます。

このようなセンターは、モンゴルにも今年8月か9月に設置する予定でございます。更にベトナムにも設置を予定しております、これにつきましては、文部科学省から予算を認められて、5年間のプロジェクトとして進めていく予定になっております。

その後、ウズベキスタンにつきましては、レジュメに書きましたように、現在、日本のODAによる法整備支援も行われておりますが、ここでは(3)のところだけ御紹介しておきたいと思っております。

ウズベキスタンについては、昨年10月1日からJICA法整備支援プロジェクトが開始され、既に法総研国際協力部で研修を行っているところでございますが、私たちのセンターが事実上コーディネーターとしての役割を果たしているわけでありまして。そのプロジェクトの内容は、ウズベキスタンの中小企業の振興と個人事業者の法的保護を目標に、担保法制の改革、行政手続法の制定、更には法令データベースのメンテナンスであり、3年計画でございます。既に行政手続法案に対する意見と抵当法案に対する意見は、JICAを通じてウズベキスタン司法省に提出しております。ウズベキスタンについては、このような法整備支援事業、及びそれに関する共同研究を進めてまいりました。

モンゴルにつきましては、あまり時間がございませんので、一言だけ申し上げます。これはJICAのプロジェクトではございません。モンゴルでは、2002年に土地私有化法が制定され、土地利用の仕方が非常に大きな政治問題になってきております。そこで私たちは、科学研究費の申請が認められたということもありますが、昨年度からモンゴルの土地法制の問題、とりわけモンゴルの研究者、更には実務家による改革案の作成に対する協力として、4年計画の研究を開始いたしました。4月以降は、本格的な実態調査も行う予定になっております。このように、モンゴルについては研究活動を通じての法整備支援を始めたところでございます。

時間がございませんので、何か御質問があればお答えするというところで、簡単ですが、これで私の報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会(三澤)】 杉浦先生どうもありがとうございました。

## 報告

### 「法整備支援における民法整備支援の意義と課題」

松尾弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

【司会（三澤）】 続きまして、慶應義塾大学大学院法務研究科教授の松尾弘先生から、「法整備支援における民法整備支援の意義と課題」という演題で御報告を頂きます。

松尾先生は、特にラオス法整備支援における民法教育支援に関し、本邦研修や現地セミナーなど息の長い活動を続けてこられました。また、それとともに法整備支援の理論的な研究も進めておられ、近々慶應義塾大学大学院において、法整備支援の講座を開講されると伺っております。

それでは松尾先生、どうぞよろしく願いいたします。

【松尾】 どうもありがとうございます。慶應義塾大学の松尾でございます。



私はラオスを中心に、2002年8月頃から、現地セミナーや本邦研修に参加する形で法整備支援に携わるようになりました。当初は、当時名古屋大学におられました加賀山茂教授が契約法を担当され、私が物権法を担当する形で始まりました。その後、本日配られました法整備支援年表に詳しく記されてございますように、2003年からラオスに対する JICA 法整備支援の第1フェーズ

が開始されました。ここでは、法令データベース作成、法令集出版、検察マニュアル・判決マニュアル作成などと並んで、民法・商法の教科書作成支援、講師養成支援も目標とされており、私も主としてそれに参加する形で携わってまいりました。

先ほど法整備支援に参加する人は物好きというお話がございましたが、私自身は物好きではありません。一緒に参加していただいている立教大学の野澤正充先生や中央大学の古積健三郎先生は物好きかどうかは分かりませんが、尊敬すべき人格者でおられます。ただ、われわれはベトナムやカンボジアの法整備支援のように組織をつくる段階には至っておりませんので、その都度連絡・調整を取り合い、現地セミナーや本邦研修に参加しながら、相手国の参加者と一緒に議論を始めた段階であります。もっとも、その割には3年半も活動してきて、これまで一体何をやってきたのだろうと、内心忸怩たる思いもありますが、本日はこの活動の中で何が問題になり、どういう議論を重ねてきたのかということをお紹介させていただいて、皆様方からいろいろな御教示を得たいと思っております。

民法整備支援の方法としましては、レジユメにもまとめておりますが、民法典の草案を起草するという形から、民法典や関連法令の制定・改正に対する助言的な支援、更にはもっと間接的に調査や情報収集の準備活動に対する支援と非常に多様であります。ここではこれらを一括して民法整備支援と呼びたいと思います。もっとも、「法整備支援」(legal assistance)という概念自体につきましては、私の中では「法整備協力」(legal cooperation)と呼びたい感覚も強くなってきておりますが、以下では通用している法整備支援の語を用いさせていただきます。

きます。

日本の法整備支援はベトナムやカンボジアをはじめとして、法典整備支援と人材養成支援という二つの領域で大きな成果を挙げてきましたが、すでに、一橋大学の松本恒雄先生が強調しておられますように、民法典を含む法律の制定は法整備の第一歩にすぎず、それを支える制度の整備に加え、それを運用できる人材の養成が最も重要であるということが指摘されているわけです。ここでは人が先か立法が先かという考え方ではなくて、両者をワンセットにした考え方、つまり、カウンターパートの、とりわけ若手ワーキング・グループと一緒に参加しながら、人材育成と一緒に制度作りを進めていくという、《プロセス志向的》な法整備支援の方法が顕著になってきているのではないかと感じております。

この観点からしますと、ラオスのように民法整備の準備活動段階から支援をスタートするという方法は、将来の民法典の起草者を育てるための支援という形で、被支援国のオーナーシップを維持しつつ、正にその制度づくりの段階から人材養成をサポートできるという意味で、言わば理想的な形態だと、一般論としては考えられるわけです。

しかしながら、実際には、準備活動支援においては、そのプロジェクトにおいて目指されるべき目標や、当該プロジェクトの先に想定されるべき最終目標が何であるかが、比較的あいまいな形をとっていることが少なくありません。その結果、それを具体化するための計画が不明確であったり、比較的明確になったとしても、しばしばそれが動揺したり、時には覆ったりするようなこともございます。したがって、この形態の支援のアドバンテージを生かすためには、克服しなければならない課題が沢山あると思われまます。本日は、これまでそういうプロセス志向的な民法整備支援を試みてきた中で、どのような問題に突き当たったか、あるいは今後それを継続するとすればどのような問題に突き当たるであろうかについて、わずかな経験の中から御報告申し上げたいと思います。

民法整備支援において直面する主要な課題は、レジュメの26ページ（本誌77ページ）に、2（1）から（4）に分けて書きましたとおり、四つほどあると思っております。

第一は、民法典や民法関連法律を整備するための手順に関するルールの決定的重要性であります。これは必ずしも最終段階としての立法機関におけるフォーマルな手続だけではなくて、初期の準備・調査活動や、草案の起草審議や、法案の決定に関する手続、さらに、そのための組織についてのルールまでも含む、《ルールづくりのためのルール》というべきものであります。法整備支援において生じる多くの問題の根源を突き詰めていくと、相当のものがこの問題を原因にして起こっていると思うのです。こういったメタ・ルールをあらかじめ明確かつ詳細に定め、絶えず見直し、関係当事者間で共通認識を得ておくことは、頭では非常に重要だと分かっていますが、実際にはなかなか実現困難であります。その結果、プロジェクトの途中で非効率なやり直しが起こったり、混乱が生じたり、当事者間でいろいろな意見の対立が生じたり、更には終局段階で、ちょっと意表を突かれるような変更が起こったりいたします。例えば、若手ワーキング・グループが積み上げた作業成果が、シニア層によって突然大きく変更されてしまうという問題に遭遇したこともございます。

最近では、そういうことを回避するために、プロジェクト管理表、いわゆる PDM (Project

Design Matrix)の手法や、合同調整会議(JCM: Joint Coordination Meeting)というものがかなり進歩しているようですが、そうした技法でもなおすくい切れていない問題が明るみになってきているのではないかという気もしています。その原因がこれらの手法の単なる運用の問題にすぎないのか、それとももっと細かなレベルのメタ・ルールの不備の問題なのか、個別場面ごとの分析も必要だと思います。いずれにしましても、法整備支援のプロセスでは、プロジェクトの要所要所で、こうしたメタ・ルールの内容を確認しておくことには、大きな意味があると思われれます。

先ほども申しましたように、カウンターパートも決して一枚岩ではありませんので、比較的若手のワーキング・グループと、それを最後にチェックするシニア層との間で、法整備の目標や方法やプロセスについて必ずしも理解や意見が一致しているわけではありません。したがって、ある段階で、内部の役割分担についても、カウンターパートである若手ワーキング・グループのメンバーに一定の権限を与えることについて、ある程度フォーマルなルールを作ってあらかじめ承認を得ておくことが、暗黙の合意やあいまいな指揮・命令関係に任せるよりも、適切ではないかと考えております。

また、これとは若干視点が異なりますが、この《ルールづくりのためのルール》という点で、日本の明治時代の法典編纂作業におけるいろいろな工夫も、いま再び回顧するに値するのではないかと考えております。例えば、レジュメでも少し触れましたように、旧民法典を編纂したときの「民法編纂局章程」や、現行民法典を制定するプロセスで勅令によって定められた「法典調査会規則」に基づく「法典調査規定」や「法典調査ノ方針」は、条文化された非常に詳細なルールであり、草案内容の大枠から草案の起草・審議・整理・記録の方法に関する役割分担までを含む、実体的・手続的な相当細かなルールです。法整備支援のプロセスのどこかで、日本ではこんなこともあったんですよということも説明する機会があれば、それが将来民法典を制定・改正するための人材養成の一環としても、有益な情報提供になるかもしれないと感じた次第です。

と申しますのは、ラオスを含めて被支援国には、民法関連の個別法も相当できていますが、その起草者や起草経緯、審議方法、記録方法、参照した外国法令などについて、必ずしも正確に記録に残っていないことが少なくありません。したがって、そういうものをできるだけ尊重し、その土台の上に新たな作業を積み重ねてゆくということが、なかなか難しいという経験をいたしました。森嶋昭夫先生が被支援国のオーナーシップという観点から強調しておられますように、法整備においては、完成した法律の内容ももちろん大切ですが、それをだれがどうやって作ったか、とりわけ被支援国の起草者、その他の関係者たちがどれだけ主体的に関与したかが極めて重要であることは、ますます強く意識されてきております。なぜなら、そうした主体的参加度により、制定された法律の実効性や遵法意識が大きく変わってくると考えられるからです。それだけに、こういうメタ・ルールの重要性は、再び強調するに値するのではないかと感じた次第です。

第二の問題は、このメタ・ルール問題の延長でもありますが、その国でその民法典を整備することの意義について、当事者間で、共通認識に至らないまでも、その議論を十分に深め

ることが有意義かつ必要だと感じています。法典整備プロジェクトにおいて、民法典制定の意義を改めて論じる機会は意外に多くないと思われます。その理由は、市場経済化を目標とする支援や外国投資を目標とする支援では、外国投資や企業活動を促進するための幾つかの単行法、例えば、外国投資法や企業法、土地法、担保法、破産法、競争法などの整備にプライオリティーが置かれがちで、その一環として民法関連規定が断片的に整備されてゆくからだと思われます。また、限られたプロジェクト期間内に客観的な成果を挙げるために、よりコンパクトな個別法の整備へとプロジェクトが細分化されるという事情もあるかもしれませんし、複数のドナー間調整によるプロジェクトの分担の結果として個別立法が先行するという事情もあるかもしれません。

実際、ラオスの場合も、1990年代前後を中心に幾つかの民法関連の単行法ができております。ベトナムとかなり似ていると思うのですが、土地法や所有権法、契約法、債権担保法、また、不法行為や事務管理を含む非契約的義務に関する法律、それから家族法といったものがございます。確かに、こういった個別立法を積み上げる方式にもそれなりのメリットがあると思われます。つまり、経済や社会状況の変化に臨機応変に対応することや、立法の成果を検証するための一種の実験的な試行錯誤の機会を得ることが容易になると考えられます。ただし、個別立法が長期間併存することによるデメリットも少なくないのではないかと懸念されます。つまり、個別法が施行されると、それが裁判や行政によって適用されますので、公務員の理解や市民の意識にも浸透し始めてしまい、後にそれを改廃しようとしても、いったん白紙状態に戻してから新たに出発することは実際には不可能であります。それから、複数の個別立法間における用語や概念の不統一、規定の重複・矛盾、優先関係の不明確さという問題も実際に生じておりますし、特別規定はあるのに一般原則についての規定がなかったり、全体として体系性が欠如するという問題もあると思います。こういう状況の中で、個別立法の制定・改正と並行する形で、包括的な民法典をつくることにどのような意味があるのかということは、比較的早い段階から議論してよいと感じている次第です。

この点で注目すべきものとして、すでに星野英一先生や大村敦志教授、山本敬三教授によって展開されている法秩序における民法典の意義についての議論がございまして。つまり、星野先生や大村教授がおっしゃるように、民法は社会の *constitution* (構成原理) ということができますし、山本教授はそれを基本法と表現しておられます。その際、国家の法秩序において民法が果たす第一次的規範としての役割は、人格権・物権・債権・親族法上の権利といった、市民にとって最も身近で最も重要な基本的権利を定義することであると思われます。そうした権利のカタログは何か、権利の主体はだれか、客体は何か、どのように権利が変動するか、効果は何かということをも民法典できちんと定めておくことが、最終的には憲法によって保障される法秩序全体の出発点になると考えられます。このような観点から民法典の意味を確認しておくことが、後々大きな意味をもつのではないかと実感しています。この点で、星野先生や大村教授、山本教授がリードされている民法論や民法典論の蓄積を、法整備支援の場でも大いに活用すべきであると感じた次第です。

また、昨年(2005)の第6回法整備支援連絡会で、井関先生と吉村先生によるベトナム民事訴訟法

についての御報告に対し、竹下守夫先生が監督審の問題を取り上げられました。監督審制度をどのように評価し、対応すべきかという難問に対し、竹下先生は被支援国の政治体制に由来する問題なので日本側の支援には限界があるけれども、それを見ているだけではなくて、実体法を整備することによって個人の尊厳の理念や私的自治の原則の重要性をじわじわと浸透させてゆくという方法も、考えられるアプローチの一つではないかと提案しておられました。こうした提案もまた、民法典整備の意義というコンテキストの中で、一層大きな意味をもってくるのではないかと考えた次第です。

そして、実際に、ラオス、ウズベキスタン等で民法典とは何かを議論していて問題になったのは、特別法との関係をどう調整するのかという点でございました。つまり、商法や消費者保護法、知的財産法、ラオスではこれらは将来の問題にすぎないかもしれませんが、議論としては取り上げられており、将来、民法典をつくる時に、民商法の統一法典の方がよいのでしょうか、消費者保護法や知的財産法を民法典に組み込んだ方がよいのでしょうかと、盛んに議論し、質問されるわけです。私はとてもそれには答えられませんが、これも民法典とは何かを議論する中で、おのずと理解が深まっていくのではないかと考えています。確かに、市民生活に関するあらゆる事項を民法典に組み込めば非常に便利ですし、民法典を日常生活に密着した身近なものにするメリットがあるかもしれません。しかし、その一方で、こうした包括主義は、民法典さえつくれば市民生活のあらゆる問題が解決するという過度の期待を抱かせることにもなりますし、民法典本来の原理・原則の意義、先ほどの野村豊弘先生の言葉ではデフォルト・ルールは何かということが、知らず知らずのうちに不明確になってしまうのではないかと懸念されます。例えば、消費者契約法との関係では、契約自由の原則や自己責任の原則に対する規範意識が、包括主義の場合と分離した場合とでは違って来るかもしれない。知的財産法との関係でいえば、先ほど申しました人格権、物権、債権という市民の本当に基本的な権利と、知的財産の活用や文化活動の促進をめぐる国家の政策的裁量によって保護範囲がある程度左右される権利とを並立させてよいのかどうか、そういうことも、この民法典とは何かという議論の中で論じることができるのではないかと考えています。

第三の問題は、今度は民法典の中身の問題ですが、民法典の基本構成であります。これも民法典整備の準備段階から、ラオスの場合は教科書作成の段階から教科書の編別構成という形で大いに議論になりました。具体的には、いわゆるインスティトゥティオネス方式でいか、パンデクテン方式でいかということでもあります。ここでは、インスティトゥティオネスとパンデクテンのどこが共通で、どこが違うのか、あるいはインスティトゥティオネスの問題点をパンデクテンはどのように回避して、逆にパンデクテン方式の問題点をどう克服すべきかということについて、基本的議論を深める格好の機会ではないかと考えております。少なくとも権利の主体・客体・変動というインスティトゥティオネスの基本構成はパンデクテンの中でも総則の中に組み込まれていますので、権利本位の体系である点では共通しているかもしれませんが、パンデクテンの場合には、自然人と親族法との規定が分離してしまうといった問題点もあるかもしれません。

この点では、カンボジア民法典草案を拝見したときに、非常に工夫がされていると感銘を

受けた次第です。つまり、総則の次に人についての規定が置かれています。今日配っていただいたいのベトナム民法典の体系を見ても、第1編の総則の中に第3章の2として、親族法である婚姻等の規定が入っておりますし、第2編は財産と所有権ですから、第1編を人の法とすると第2編は物の法、それから第3編は債務と契約、第4編は相続、第5編は土地使用権の移転で、これは言ってみれば物や財産の移転の法ですから、大まかにはこれはむしろインスティトゥティオネス方式という感じもするわけです。ところが、その一方で、第1編の内容には、第6章の民事取引や第7章の代理、第9章の時効があり、これは正に総則の中心的内容ですし、第3編の債務の中にも、第17章にいわゆる債権総論の規定が組み込まれております。このような形で、インスティトゥティオネスとパンデクテンをうまくミックスすることは、もしかすると可能ではないかという印象をもった次第です。

また、これもよく言われていることですが、一般的規定から特殊的规定というパンデクテンの長所は、総則規定を設ければ規定の繰り返しが避けられますので条文数を節約できるといった技術的なメリットと並んで、論理的・階層的に配列すれば規定の漏れを少なくできることや、階層構造を通じて民法典の全体構造を把握できるというメリットもあると思います。

実際、ラオスの民法教科書法支援でも、こうした総則の章をつくってみましょうということで、民法総則部分や債権総論部分も書いてみることにしました。そうしたところ、法律行為や代理の規定をどこに置くか、総則に入れるのか委任のところに入れるべきか、あるいは条件や期限、無効・取消・解除の規定をどこに入れるかについて大いに議論になりました。ベトナム民法の例なども参考にしながら、現行法の中から総則規定を抽出して整理し、解説しようとしたのですが、実はワーキング・グループのメンバーにとってはそこが一番骨の折れる作業であり、そこをどういう形で支援すべきかという問題について、大いに反省し、考えさせられる材料を得た問題点でもあります。

さらに、民法典の内容上の問題として、物権と債権との関係があります。インスティトゥティオネスかパンデクテンかというのは条文配列方法の相違ですが、更に内容の問題として、パンデクテンでは物権と債権とが比較的明瞭に区別される特色があります。もちろん、物権と債権の区別の程度や、規定配列の前後関係については選択の余地がありますし、この点についても選択肢の間の比較研究を深めるよい機会であると考えられるわけです。

ラオス法には、先ほど御紹介しましたように、すでに物権に関して土地法と所有権法がございますし、債権法に関しては契約法、不法行為法がございます。ところが、債権という概念が、必ずしも一般用語としてはございませんでした。そこで、債権の用語についてはワーキング・グループで造語したのですが、これをうまくシニア層に説明するのが難しかったという経験もございます。

また、物権に関しては、所有権以外にどういう種類の権利を認めるべきかについても、先行立法の内容や慣習法上の権利の存在やその内容の確認、さらには、社会主義に基づく土地法構成と矛盾しない形で、かつ有用な物権類型があるのかという問題もございます。例えば、ベトナム民法にも、土地所有権の効果のところに相隣関係の規定がございます。これと地役権関係の規定との関係、あるいは相隣関係の規定でカバーし尽くせない問題について、技術

的な物権類型としての地役権の制度というものが、もしかしたら有用ではないかと考えて紹介しましたが、なかなか理解してもらえないという問題もございました。ただ、少なくとも議論のよい題材になったという気はいたします。

そして、最大の問題は、レジュメの30ページ（本誌81ページ）の（イ）にございますが、一般的・抽象的な法律概念をどの程度使うかということでもあります。その象徴は「法律行為」という概念であります。これも教科書に入れるかどうかが大いに議論になりました。これは法律的行為概念の長所と短所を比較してみた上で、最終的にはワーキング・グループに決めてもらったわけです。

法律行為概念のもつ法律技術の側面と思想としての側面とは区別できるのではないかと、星野先生の論文を読みましたときには、私は、技術としての法律行為概念の危険性、つまり、いろいろな類型の法律行為を十把一絡げにしては、法律行為の解釈や法律行為自由の原則は論じられないことに注意を払いつつ、技術的な長所を生かし、しかもそこに思想的な背景を盛り込むことは可能だろうと読んだのですが、もしかするとこれは正確な読み方ではなかったかもしれません。最近むしろ、大学の講義でも、法律行為概念というよりも、具体的な契約に置き換えて、具体的・経験的に説明する方がむしろ一般的になっております。どちらがいいのかについて、私自身は確信は得られておりません。もっとも、ラオスでは、いわゆる法律事実という考え方とセットにして、法律事実と法律行為を総則規定の中に入れていたという結論になりました。ちょうど星野先生の論文の中で、法律行為概念の技術的な長所の一つとして、法律事実に対する法律要件という観点から財産法の体系的理解を容易にするというメリットを指摘されていましたが、正にそういうことがワーキング・グループの中から出てきたという予言的な経験もいたしました。

次に、大陸法的要素と英米法的要素という問題については、野村豊弘先生の御報告にもありましたように、ラオスの場合も非常に事情が似ております。ラオスでも、やはり世銀のアナリストが、土地法と金融法関係についてかなり長期的な立法計画をもっているようですし、その一環として2005年5月に契約履行担保法ができました。契約法の中にある履行担保法との関係という問題もあるようですが、現段階ではラオスでは民法典編纂は問題になっておりませんので、これはあまり表面化していないようです。

そのほか、民法典の内容をめぐっては、第三者保護規定の趣旨や根拠、基本類型をどのように説明したらいいのかという問題もあります。これも先ほど、ベトナム民法典の中で即時取得の規定をどうするか、あるいは無効な契約における第三者保護をどうするかという形で問題になっていることが指摘されましたが、社会主義的な立法においては比較的、静的安全が重視されるという傾向があり、ラオスもそうです。即時取得に関しては、ラオスでは、所有者が善意の占有者に代価弁償をするという形で善意者保護が図られているようです。契約法と財産法にそれぞれ類似の規定があります。両者の要件を見比べると、若干異なっているようにも思えるのですが、ワーキング・グループによると、同じ意味で解釈されているようです。また、代理の規定を紹介すると、表見代理をどうするかが問題になり、外国の立法例としてドイツや日本の規定を紹介したという経緯がございます。



このように民法整備支援のプロセスにおいては、民法理論の根本や基本について、「標準的理論はどうなっているか。」という形で即答を求められることが多く、そういうときにはとても私には任が重いというのが現状であります。ただ、森嶋先生や松本先生が指摘される人材養成には、何も被支援国側の人材養成だけではなく、支援側の人材養成も入っているのではないかと勝手に拡大解釈いたしまして、凶々しく続けてきたという感じがします。ただ、その場合にも、なぜ法整備支援をしなければならないのかということは、常に頭の中につきまとっている問題で、答えが出せずには気持ちが晴れないという思いをしてまいりました。

甚だ蛇足ながら、最後にこの問題をレジュメに付け加えましたのは、法整備支援の目標として、市場化の推進にウェイトを置く立場もございませし、民主化の促進を重視する立場もございませし、最近はこの両者の側面をもつ「法の支配」の確立という考え方も強調されております。「法の支配」の中でも、市民の実体的な権利を実現するための法制度を整備するという面は市場化に役立つでしょうし、逆に政府の権限行使をコントロールするために法制度を整備するという点は民主化的な側面をもつかもかもしれません。ただ、いずれにしても、2003年に改訂された「政府開発援助（ODA）大綱」の中で強調されている点、これはレジュメの注25に書きましたが、いわゆる「良い統治に基づく開発途上国の自助努力を支援する」というのは、単なるお題目ではなくて、非常に意味深長な考え方ではないかと私自身はとらえております。これを私なりに解釈しますと、およそ世界政府などというものが展望できない現在の国際政治状況の中で、せいぜい望み得る最小限の国際平和秩序としてのいわゆる地球的統治（グローバル・ガバナンス）の実現に近づくために、それを構成する基本単位である個々の主権国家の中で「良い統治」（グッド・ガバナンス）が実現するということが、われわれが望み得る現実的秩序なのではないかということです。

ここで「良い統治」というものを考えてみたときに、少なくとも三つの要素があると思っております。一つは、市場や企業を中心とする経済活動が円滑かつ効率的に行われること、第二に、そのために公平な裁判や確実な執行を担いする非常に強い政府がつくられること、第三に、そうした政府の強大な権限をコントロールするために、法治主義・「法の支配」のシステムと並ぶ最終的なよりどころとしての市民社会が育つことです。これらの要素が相互にバランスをとって存在する理想的な社会の状態が「良い統治」なのだろうと考えるのですが、この観点から見ますと、ある国家が、市民の基本的な権利をきちんと規定した民法典をもつことこそが、「良い統治」の最低限の基本条件なのではないかと思われませす。それだけに、法整備支援のプロセスでは、民法典をつくることの意義を一緒に議論していくこと自体にも意味があるのではないかと考えているわけだす。

ただ、今日御紹介しましたように、民法教育支援という非常に間接的な手段をとっておりますと、一つの事柄を説明する際にも、繰り返し議論してようやく分かってもらえたり、向こう側の考えも、繰り返し聞いてようやく分かるというように、仮に進歩があるにしても、非常にゆっくりであります。徐々に、言わばらせん階段状に共通理解が進んできたというのがこの3年半の印象であります。向こう側もこちら側も、「あれ、前に説明したじゃないだす

か。」ということをもう1回説明したりといった類の作業、文字どおりシシユフォス的な作業を一緒にやってきたという感じがいたします。

したがって、最後をお願いしたいのは評価の問題であります。非常にゆっくりした進歩や間接的な支援に必然的につきまとう試行錯誤についても、どうか温かい目で、長い目で見ていただきたいことを最後をお願いして、私の報告を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会（三澤）】 松尾先生、どうもありがとうございました。

### 質疑応答・自由討論

【司会（三澤）】 それでは、これから質疑応答と自由討論のセッションに入ります。残された時間はわずかではございますが、前半も含め、これまでの御講演や御報告について、御質問やコメントがおありの方は手を挙げて、御発言いただきたいと思っております。

【大谷】 日本弁護士連合会の大谷と申します。最初の森寫先生の御報告に若干関わりますが、二つの関連する質問をさせていただきます。

ベトナム民法典制定支援の中で、今後も課題が残されているという御説明がありました。今日頂きましたベトナム民法典を見せていただきますと、家族法に関して規定された部分もございませけれども、離婚の場合の子供の親権や、養子についても書かれています。例えば、養子縁組の成立要件はほかの下位の法令で決まるということでしょうか。広く民法典といったときに、日本の場合と同じように家族法や親族法まで含めて考えてしまうのですが、今後、ベトナム民法典では、そこが残された課題として次期以降のフェーズで取り組むことがおありかどうかというのが一つめの質問です。

もう1点は松尾先生の御報告の中で、メタ・ルールというのでしょうか、ルールのルールというお話があったのですが、それに関連します。実は、私は昨年5月に日弁連のカンボジア司法支援活動の一環として、ジェンダー・セミナーの講師としてカンボジアに行き、カンボジアの弁護士さんに対して、ジェンダー問題について講義をする機会を頂きました。日本の弁護士がカンボジアの弁護士さんにジェンダー問題をお話しするといっても、私どもの民法にも、ジェンダーの視点からは、まだ幾つか問題がある規定がございます。ですから、決して日本から教えるに行くということではなくて、共に学ばせていただくという考え方で臨みましたし、実際、カンボジア民法典には、ジェンダーの視点からは日本よりもより進んでいる規定があることを勉強させていただいた次第です。

そこでお尋ねしたいのが、ルールのルールというものを考えるときに、日弁連は弁護士への継続教育としてジェンダーという観点から取り組んでいるわけですが、例えば家族法についていろいろと支援していく場合には、家族法の中に両性の平等というか、ジェンダーの視点から重要な規定が含まれるわけです。そこで、今後の法整備支援のあり方として、ジェンダーの視点を入れていくということが、今までの法整備支援に関する研究の中で議論されていたことがございましたら、お教えいただきたいというのが2点目です。

【司会（三澤）】 最初の御質問、ベトナム民法における今後の家族法の展開については、森嶋先生にお答えいただきたいと思います。

【森嶋】 これは先ほどの松尾さんのお話とも関連するのですが、法整備支援は何をターゲットとしているのかということだと思います。これは今まで、この連絡会でも法整備とは何だということが議論され、四つに分ける考え方や、戒能さんのようにいろいろ理論だけを立てている方もいます。それはそれとして、大ざっぱに言うと、技術的なある概念が、何を根拠としてどういう効果をもたらすのかということを送達することを一つの目標としてやる場合があると思うんですね。それが民法典なのか、もっと小さなシステムなのかはともかくとして、そういう技術的側面があると思うんですね。少なくとも法整備支援の初期段階では、対象国が求めている技術的な要請に対する技術支援が中心だったと思うのです。

しかし、もう一つには、法の持つ理念、あるいはガバナンスと言ってもいいと思いますが、そうしたものを伝達しようというやり方があると思います。先ほど私は少し批判めいて言いましたが、アメリカなどでは、ルール・オブ・ローというものをグローバルに実現しようという考え方を持って、それを押し付けるかどうかはともかくとして、それを広めようという考え方があります。私の知る限りでは、今までの JICA の支援は、技術的な支援から出発しましたが、徐々にルール・オブ・ローに向けて動きつつあると思います。

そして、先ほど木下さんが御説明になったように、JICA そのものが、何のために ODA をやるかというところから出発し、貧困撲滅、デモクラシーの実現、平和の実現といった問題を考えてくると、法整備もそれらとどうやってリンケージするかを考えなければならないと思います。そうすると、私は将来的には、単なる法的な技術の移転ではなく、技術とその背景にある理念を、法整備支援の目的としてとらえなければならないと思うのです。

カンボジア支援では、市場経済化の限りで理念的なものが入っていましたが、それ以上に今の御質問のようなジェンダー問題などに意識的に踏み込んではいません。今は民法や民訴で精一杯ですが、それが終わって次の段階をどうするかというときに、JICA の戦略との関係でどういう方針をとるのかを考えなければならないと思います。ベトナムについては、現時点でベトナムからは、技術的なものを超えた家族法の理念に関する要請まではありません。まあ、先ほど星野先生が自ら告白されたとおり、日本は、よその国の民法づくりを支援しておきながら、自分の国の民法の改正もできないような国ですから、家族法も含めてもっとやらなければならないことがあると思います。日本は、ガバナンスという点でも、ルール・オブ・ローという点でも、まだまだほかの国に遅れており、よその国とともに考えるというところまでいっていないと思います。ですから、カンボジアやベトナムに対する支援も、技術中心から少し理念に向かって動きつつあるという段階で、私は、これは日本の私法学会の現状を反射しているに過ぎないと思っています。

【司会（三澤）】 では野村先生、お願いいたします。

【野村】 確かに2005年ベトナム民法典に婚姻や離婚についての規定がありますが、元々ベトナムでは婚姻家族法というのは別の法律になっています。これはベトナムだけのことではなくて、社会主義国に共通する法典構成なのですが、今回は民法典の改正を我々が支

援をしてきたということで、婚姻家族法は対象外ということだと思っんですね。

それから、カンボジア民法には、親族法も相続法も入っていて、細かなところではいろいろと違っていますが、日本と同じようなパンデクテンシステムになっており、その中身は森島先生がおっしゃったとおりです。

【司会（三澤）】 ありがとうございます。

松尾先生、法整備支援におけるジェンダー的視点の導入という点で、何かお気づきの点があれば、是非御紹介ください。

【松尾】 ピースボートなどの幾つかの NGO が被支援国でジェンダー・セミナーを開いたという話を聞いたことがございますが、私自身は参加したことがございません。

御質問の趣旨は、NGO としての活動だけではなく、法整備支援、あるいは ODA のコンテキストにおけるジェンダー的視点の導入方法ということだと思っのですが、その点については、私も同様の問題意識をもっています。民法づくりに協力しようとすると、野村先生からも御紹介がありましたように、家族法がその範囲外とされてしまうことなどもあります。あえてそのことに異議を申し述べることは難しいですし、いろいろな思惑や理解があるかもしれませんが、やはり親族・相続まで含めて民法といえるのではないかという感じを私も強くもっております。その意味で、民法が立脚している基本原理、つまり、個人の尊厳や両性の平等に関し、国内的・国際的にどのような考え方があるかについて率直に議論するのは決して悪いことではありませんし、少なくとも自ら垣根をつくる必要はないのではないかと考えます。

もっとも、先ほど申し上げたメタ・ルールに関する議論をする段階では、お互いに疑心暗鬼になりがちですし、特に比較的初期段階では何かを押し付けられては…という懸念、警戒感もあるでしょうから、率直な議論といってもなかなか難しいとは思っています。しかし、お互いにざっくばらんに意見を言い合ひましょう、情報を提供し合ひましょう、何か特定の内容の制度を求めたり、押し付けたりするわけではありませんということを伝えて、腹を割って話せるような環境、雰囲気をつくる努力をすることには、非常に意味があると思います。少なくとも私自身の経験では、議論のテーマに関してタブーを感じることは段々少なくなってきている気がいたします。

逆に、最近では被支援国の方が進歩的な面もありまして、男女の機会均等法制度の導入など、法継受過程にありうる制度理念についての支援国以上の純化効果ともいえるべきものとあいまって、議論ができる状況にはなってきていると感じております。お答えになったかどうか分かりませんが、そうした議論状況づくりの努力が奏功することもあるのではないのでしょうか。

【司会（三澤）】 どうもありがとうございました。

【木下】 JICA として、ベトナムとカンボジアという二大法整備支援の現状について若干明確にしたいと思っと思います。ベトナムは今第3フェーズで、私も来月終了時評価に行くのですが、第3次フェーズの終了時評価の局面です。森島先生のお話にあったように、第4フェーズをどうするかについては、戦略的にかなり時間をかけながら検討しようという段階で

す。

カンボジアは第2フェーズの中間局面で、今、民法も閣僚評議会を開催する段階になっていまして、その後が国会審議なので、まだ1年強はかかりそうですが、長丁場の第2フェーズですから、ベトナムのときよりも、できるだけ早目に成立してほしいと願っております。そのような段階でございます。

支援をどのような視点で進めるかについては、JICAのみが決めることではありませんので、今日のジェンダー問題のように、皆さんの知見を生かして議論していただけたらどうかと思います。

【司会（三澤）】 ありがとうございます。

【作本】 二つ短い質問をさせていただきます。

一つは杉浦先生に対するものですが、レジユメの23ページ（本誌73ページ）に日本語による日本法教育を実施することを決めたと書かれております。これはかなり思い切った方向付けだと思いますし、常日ごろ、名古屋大学が法整備支援に御尽力されていることは存じ上げておりますが、日本語でなければ日本法の教育はできないとの結論にたどり着いた背景を教えてくださいと思います。というのは、これは単なる文化論、日本の文化まで分かなければだめだということなのでしょうか。日本語を理解しなければ、日本法に対する理解は持てないということになりますと、将来的に閉鎖的な方向に向かってしまうのではないかという危惧感を持つためであります。

もう一つは、松尾先生に質問させていただきたいのですが、レジユメの32ページ（本誌84ページ）にあるように、らせん階段状に共通理解が進んでいくというのはもっともなお話で、私も感銘を受けた言葉ですが、これに関連しまして、今日のベトナム民法改正のお話にもありましたが、やはり段階的に制度を変えていくということがありまして、95年民法から最近の民法改正に当たりまして、やはり相手国もAからBへと一遍に変わるのではなくて段階的に制度を変えていくと思うのですが、そのことへの配慮が、実際にあるのかどうかということについて、御質問したいと思います。というのは、今日のベトナム民法のお話におきましても、債権と物権の関係のところを変えれば、それに伴って社会的な変化や影響というものが生じるとは思います。それをどうやって一緒に理解していくのが、非常に難しいテーマではないかと思っておりますので、そのあたりについて御紹介いただけたらありがたいと思います。

【司会（三澤）】 まず一つ目の御質問に対して、杉浦先生のほうからお答え願えますでしょうか。

【杉浦】 先ほど申しましたように、法整備支援の一環として留学生を受け入れ始めたのが1999年です。それで3年、4年と英語による授業を進めてまいりましたが、日本法を教える場合に、英語で書かれた教材が極めて少ないという事情が一つございます。担当者の負担が大変であることはともかくとしても、まず教材、資料が少ないということがあります。

それから、そもそも法律学は概念の学問ですので、皆さん御承知のように、やはり英語に置き換えられない用語があるわけです。したがって、日本法を本格的に勉強する留学生は、

やはり日本語を勉強してもらわないと、一定以上の勉学のレベルから先には進めないということで、2002年6月に、学術交流協定を結んでいますアジア諸国の大学の学長、副学長を招待して、そうした問題提起をいたしました。そうしますと、招待された学長、副学長の先生方にもよく理解していただいて、やはり法は文化の一部であるから、日本語を勉強した上で、日本法を理解するという教育をしてほしいという意見がほとんどの先生から出ました。そこで私たちは、それ以降、かなり限られた学生が対象になりますが、そういうセンターの開設に向けて取組を進めてきたわけでありまして。ウズベキスタンについては、2年前から日本語の教育をしております、来年度から、3年生に対して日本法のベーシックを教授する予定でございます。

【司会（三澤）】 どうもありがとうございました。

第2点目について、松尾先生お願いいたします。

【松尾】 全く同感でありまして、完全ではないかもしれませんが、正にそのような配慮をしてきました。

例えば、先ほどベトナムについても問題になりました土地所有権の形態であります。ラオスにも土地法に所有権の形態がたくさんございますし、それをテキストでどのように解説するかについて最初に議論したときに、それは、所有権そのものの種類の問題なのか、所有主体の違いにすぎないのかを明らかにしてみてもどうかという議論になりました。それが所有権そのものの種類ということではなくて、所有主体の違いに特徴があるのであれば、むしろ団体論といいますか、組織論の側面から検討を加え、法人格があるのかないのか、法人格がない場合には、財産の帰属や債務について構成員が責任を負うのかどうか、登録名義はどうなるのか、そういう観点から分類してみると、もう少しすっきりするのではないのでしょうかといった提案をしたりもしました。

ワーキング・グループの中ではいろいろと議論が盛り上がり、多様な意見が飛び交ったのですが、しばらくしてから、この点は従来から普及している所有権の種類としての理解、説明方法を容易には変えられないという回答があり、ああ、それはそうかもしれないということになりました。やはり社会主義的な考え方にはいろいろな背景がありますし、それはできるかぎり理解し、追体験したいと思っています。およそ制度改革をするにしても、全くのゼロから出発することは不可能で、現在の足場から出発して地道な議論を積み重ね続けるしかありませんので、そういう考え方は常に維持する必要があると肝に銘じてやっている次第です。

それからまた、しばしば議論になりましたのは、先ほど御紹介しました第三者保護規定の問題です。ラオスには契約法と財産法の中に、いわゆる即時取得に関する規定がございます。それによりますと、善意の取得者に対して所有者が価額弁償をしたら取り戻せるという限りでの第三者保護ということのようです。即時取得制度の内容構成については比較法的に多様な例がありますし、例えば盗品・遺失物の例外を設ける場合でも、回復可能期間はどのくらいか、市場取引の場合はどうか、強制競売の場合はどうかなど、フランス、ドイツ、日本を含め、いろいろなバリエーションがあることを説明いたしました。そういう議論をした末に、

ラオス法でどう考えるかについては将来の課題ですが、静的安全か動的安全については理論的に唯一正しい答えや画一的結論があるのではなく、政策判断にも委ねられるといった議論をした記憶がございます。

適切な具体例かどうか分かりませんが、基本姿勢としては一貫してこのような形での意見交換をしながらやってきたという状況です。

【司会（三澤）】 ありがとうございます。

既に閉会の時刻を大変過ぎておりますので、このあたりで質疑応答のセッションを終了いたしたいと思います。

## 閉会あいさつ

### 相澤恵一

【司会（三澤）】 閉会に当たり、法務総合研究所国際協力部長、相澤恵一よりごあいさつを申し上げます。

【相澤】 本連絡会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、法務総合研究所と国際協力機構の共催により、恒例の法整備支援連絡会を開催いたしましたところ、このようにたくさんの皆様方に御来場いただき、盛会のうちに予定の事項をつつがなく終えることができました。これもひとえに御来場の皆様方の御支援と御協力のたまものでございまして、主催者を代表して厚く御礼申し上げます。



御講演いただきました方々のうち、ベトナム司法省のリエン次官には、この会のためにはるばる来日していただきまして、昨年成立した民法の起草をめぐるベトナムと我が国との協力について、大変興味深いお話を伺うことができました。

また、日本側からは、ベトナム民法改正共同研究会の森嶋先生と野村先生に御講演をちょうだいし、10年余りにわたる協力の成果に基づいて、我が国の視点からの分析や今後の課題に関する御指摘を頂き、大変ありがたく思っております。お話の中にもございましたとおり、森嶋先生はベトナム民法起草支援に最も早い時期から関与された法整備支援の先駆者でいらっしゃいます。長年の御経験に基づいて、大変有益な御講演を頂きまして、改めて厚く御礼申し上げます。

また、杉浦先生と松尾先生には、それぞれのお立場から法整備支援に携わっていらっしゃる御経験を踏まえ、幅広い視点から大変充実した御講演を頂きまして、厚く御礼申し上げます。

また、質疑応答や討論に積極的に御参加いただきまして、貴重な御意見を述べてくださいました他の参加者の皆様方にも、この場をお借りして心から御礼申し上げます。

冒頭の閉会あいさつの中で、法務総合研究所の中井所長から申しましたとおり、本連絡会は法整備支援にかかわる多くの機関、団体及び個人の皆様にお集まりいただきまして、情報

や意見を交換する場を設けることを通じて、お互い同士の理解と連携を更に促進するための一助になればとの考えから、平成11年度から毎年1回開催しているものでございます。こうした本会の趣旨に御賛同いただきまして、本日御参加いただきました皆様、また、本会開催の後援団体として御支援いただきました諸機関・団体の皆様方に、この場をお借りして深甚の謝意を申し述べたいと思います。

私どもといたしましては、来年度以降の連絡会の内容や構成、進め方等につきましては、関係の皆様方と御相談し、お知恵を頂きながら考えていきたいと思っておりますけれども、連絡会そのものにつきましては、今後も引き続き開催し、ますます充実させていきたいと願っておりますので、なお一層の御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、以上をもちまして閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会（三澤）】 これをもちまして第7回法整備支援連絡会を終了いたします。

皆様、長時間にわたる御参加、誠にありがとうございました。

(閉 会)